

平成18年第3回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成18年9月13日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時56分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

欠席議員(1名)

9番 平野洋一君

出席説明員

市長	田苅子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 士 別 總 合 長
病 院 事 務 局 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長
教 育 部 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長
農 事 務 局 長 石 川 通 広 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 會 長
監 事 務 局 長 横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。9番 平野洋一議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

6番 粥川 章議員。

6番(粥川 章君)(登壇) ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に、次期経営安定対策の取り組み方針と今後の農業振興の考え方についてお伺いをいたします。

戦後、農政の大転換といわれております品目横断的経営安定対策がいよいよこの秋まき小麦から着手されるところでありますが、この対策に乗れない農業者は現時点で何名ほどになるのでしょうか。また、農地面積はどれほどになり、この農地は担い手に集積見込みはどうなるのでしょうか。個々の対策をどのように考えておられるのかお聞かせください。

国は、将来の農業生産行動改革に向け、担い手に集中した施策としてこの対策を打ち出しましたが、土別市としてどのような方策を構築されるのか。この大きな農業政策の大転換期に当たり、種々対策を取り込んだ今後の農業振興方針の樹立に向けて農業者の周知と各関係機関、生産者団体との協議を初め、この施策に乗れる方、乗れない方、それぞれの支援策について行政としてのお考えをお伺いしたいと思っております。

次に、農地・水環境保全向上対策についてお伺いをいたします。

品目横断的経営安定対策の両輪といわれているこの対策について、事業の内容、仕組みと予算はどのようになっているのでしょうか。この対策は平成19年度実施となっておりますところから、早急に地域との話し合いを初め、事務着手すべきと考えますが、今後のスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、土別ハーフマラソンについてお伺いをいたします。

土別ハーフマラソンは第20回を数え、本年も2,000名に近い参加者で盛大に行われました。この大会は合宿を通じまして土別市に経済効果をもたらし、また、日本陸上界の長距離マラソ

ンのレベル向上に大きな役割を果たしてきたと言っても過言ではないと思います。この大会が国内の一線級選手を初め多くの愛好者によって、観光についても寄与できるものに成長してほしいと願う一人でもあります。現在、このコースは市内を周回しておりますが、今後、朝日町土別間の公認コースも使用してみたいかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

以上、一般質問といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、次期経営安定対策の取り組み方針と今後の農業振興のあり方及び農地・水環境保全向上対策に関する答弁を申し上げ、土別ハーフマラソンにつきましては教育委員会から御答弁を申し上げることにいたします。

平成19年度から実施の次期経営安定対策における本市の取り組み方針と今後の農業振興についてのお尋ねであります。

この新たな経営安定対策につきましては、昨年暮れに制度の概要が示されて以降、全体での説明会を初め、その後におきましても随時、集落単位での説明会や個別相談を行うなど、関係機関が一体となってその周知に努めてまいったところであります。

また、この7月には、実施要領とあわせて支払い単価などの具体的な数値が定められましたことから、先般、関係機関との合同による対策加入手続に向けた説明会を実施してきたところでもあります。

そこで、現時点で対策の対象となることが困難とされる農業者数についてであります。この対策では対象農家が認定農業者などに限定されており、経営面積や農業取得に応じた特例措置が設けられているものの、小規模な農家ではどうしてもこの要件に達しないという状況がございます。このため、農協を中心としながら農家個々の経営面積や作付実績に基づいた今後の営農計画等について意向調査という形で逐次実施をしているところでもあります。

この調査による7月末時点での状況について、対策での対象となる畑作4品の作付実績から申し上げますと、17年度において作付実績のある農家が全体で566戸、このうち、要件を満たすことができず、対象となるのが困難とされる農家数は60戸程度と見込まれるのであります。また、当該農家における農地面積と集積の見込みについてであります。60戸における経営農地面積は約340ヘクタールであり、今後の意向としては約半数の農地は他の作物への作付転換などにより農業経営が継続され、残りの農地につきましては譲渡や賃貸などの集積が行われるとお聞きをしております。

農地の集積につきましては、この制度において、過去の生産実績が受け手に移動する仕組みとなっており、更に作付実績のない農地の集積につきましても別途の助成措置が農水省段階で検討されておりますこととあわせ、本市における近年の農地流動化を見ても、毎年350ヘクタール程度の集積がありますことなどから、将来的には譲渡、賃貸または作業受委託などにより担い手に集積されるものと判断をしております。

なお、対象となることが困難と見込まれる方々への対応につきましては、これまで集落営農への組織化を検討してまいりました。しかしながら、本市における農業経営の大宗が担い手と位置づけられる地域の中核的農業者によって行われている中で、少数の小規模農業者だけで組織化を図るには、その労働力や地域性などから極めて困難なことであり、地域内での取り組みが進まない状況にあります。このようなことから、現在は個々の農家において既存の経営農地面積や労働力、更には機械力を踏まえて、新たな作物作付技術の習得なども考慮する中で、作業の委託あるいは他の作物への作付変更など、今後の営農方針の策定に向けた努力がされておりますので、まずは関係機関が一丸となってこの支援に努めてまいりたいと思います。

次に、担い手に集中した国の施策に対する本市の方策についてであります。

今回の施策はまさに支援の対象を認定農業者などの担い手に集中する中で、これまでの価格保証から直接支払いによる所得保障へと大きくシステムを転換するものであります。本市では対象作物となる水稻、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用バレイショの作付において、対象農家が占める面積の割合は平成17年度の実績で、全体の約94%でありますことから、今後におきましてもこれらの作物の大部分が支援の対象になるものと考えられます。

しかしながら、対象とならない農家はもとより、対象農家にあっても市町村別に設定された支援単価を見る限り、この影響は大きいと言わざるを得ません。また、今日の農業と農村は農村に暮らすすべての人々によって支えられているものであり、今後におきましても中核となる担い手農業者とそれを支える高齢小規模農業者が一体となることで健全に発展をするものであります。

したがって、まずは対象農家が助成策を確実に得ることで、輪作体系に基づく安定的な経営体を構築することとあわせて、対象者とならない小規模な農業者等にあっても、農村社会においてその役割をしっかりと担っていただけるような施策の推進に努めてまいりたい。更に、本市農業、農村における長期的な農業振興方針として平成20年度までに策定する土別市農業農村活性化計画においても、農業者のすべてが担い手であるという考えを基本にこれらの視点が確実に組み入れられるよう、関係機関や生産者団体の協議はもとより、農業者の合意形成に努めてまいりたいものであります。

次に、農地・水環境保全向上対策についてお尋ねがございました。

この対策は、新たな経営取得安定対策大綱における3本柱の一つであり、中でも農地、水環境の保全と質的向上を図りながら、農業が本来有する自然循環機能維持を増進させることは、農業が持続的に発展するための基盤でありますことから、ただいまお話のように、効率的で安定的な農業構造の確立を目指す、品目横断的経営安定対策とは車の両輪と言われるものでもあります。そこで、この対策の内容、仕組みと予算についてであります。国内の農業と農村は過疎化や高齢化に伴う集落機能の低下から保全、管理活動が脆弱化し、さらに近年は農村の自然環境や景観の保全に対する国民の要請が強まっているという状況にあります。

こうした中で、農業の基盤となる農地や農業用水などの農村集落にある資源を守るために、

農業者のみならず、地域住民の方々が参画をする、いわば地域ぐるみでの共同活用や、あるいは環境に優しい農業に取り組む先進的な営農活動などに対して国は支援をするというものであります。

事業の仕組みとしては、まず、農業者、自治会、学校などが構成員となって活動組織をつくり、組織の規約と活動計画を策定した後、市との協定を結んで実施するというものであります。

具体的な活動としては、水路の泥上げや草刈りなど効果の高い共同活動に加え、堆肥の散布や緑肥の仕込みによる土づくり、更には農村景観に配慮した景観作物の導入による地域の環境保全に向けた先進的な営農活動など、集落等を単位として対象地域面積に応じた交付金が地域の活動組織に助成されます。

また、これらの活動に助成される単価は、北海道の場合、田で10アール当たり3,400円、畑で1,200円、草地で200円とされており、この50%を国が負担し、道と市町村が25%ずつ負担をすることになるわけであり、この事業の実施期間は平成19年度から23年度までの5カ年間であり、現時点で見込まれる予算は国費ベースでは年間300億円程度とされております。

次に、地域における事業内容の説明や今後における本市の対応についてであります。この事業での取り組みは、ただいまも申し上げましたように、地域での話し合いをもとに創意工夫を生かしながら、それぞれの地域の実情に合わせた独自のものとして行われますが、このような方式は既に実施されている中山間地域等直接支払い制度がまさに同様なものでありますことから、2つの事業において実施の要件とされる取り組みを初め、その他の独自の取り組みについても重複が多くなるとの指摘がなされているところでもあります。

このため、国は平成19年度からの本格実施を前に、これら両事業の整合のあり方を含めた対策全体について問題点の検証と検討を行うものとして、現在、全国で600地域、北海道では15地域において実験事業を実施しており、本格実施にかかわる要綱、要領等につきましては、明年2月以降に制定される状況となっております。

したがって、制度の詳細が確定していないことに加え、中山間地域等直接支払い制度を最大限に活用する中で、土別方式として全市的に農地や農道、農業用排水の保全を共同取り組みとして実施をしている本市においては、同様となる取り組みを新規に行うということになれば、極めて困難と言わざるを得ない課題もありますだけに、慎重に対応してまいりたいものと思っております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは土別ハーフマラソン大会のコースとして朝日土別間の公認コースの使用についてお答えをいたします。

昭和62年から土別ハーフマラソン大会は開催されておりますが、この第1回大会では日本陸上競技連盟公認のハーフマラソンコースであります朝日町7線の瑞穂獅子舞伝習館前スタート、北海道銀行土別支店前ゴールのコースで開催されたところであります。しかし、この大会終了

後の講評としまして、沿道の応援者が少ないこと、ゴールした選手の休憩所が確保できないこと、更には、交通規制の問題などもあり、日本陸連及び旭川陸協からコース変更の要望が出された経緯があります。このため、第2回大会からは市内周回公認ハーフマラソンコースで実施することとなり、年によってはスタート地点あるいはゴール地点の変更はあったものの、一貫して市内周回コースを使用することとし、今年第20回記念ハーフマラソン大会を迎えたところでございます。

議員からお話のあった朝日土別間のハーフマラソン大会は、昭和61年に日本陸連の認定を受け、その後5年ごとに更新を繰り返してまいりましたが、最新の認定は平成13年に更新したものであります。

今年で第20回を迎えたハーフマラソン大会は旧朝日町との合併を記念し、朝日土別間での実施を検討いたしましたが、平成14年度の日本陸連競技規則の改正により、スタート地点とゴール地点の2点間の直線距離はそのレースの全距離の50%以内と定められており、これをこのコースに当てはめると規則上約11キロメートル以内であるところ、約19キロメートルとなっております。また、スタート地点とゴール地点の2点間の標高差は規則上約21メートル以内となっておりますが、同コースの標高差は約101メートルであり、公認ハーフマラソンとしては認定されなくなったところであります。こうした状況から、ハーフマラソン大会については、これまでどおりの市内周回コースで実施したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上を申し上げ、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、市立病院の小児科体制の縮小、医師削減についてお聞きいたします。

このことは、市長の行政報告でも触れられておりますが、市民の不安、特に若い親たちの不安ははかり知れないものがあります。平成16年の11月から産科が廃止され、住みなれた町で実家がある町で安心して子供を産むことができなくなってしまいました。今度は子供が病気になったとき、いつでも駆けつけることのできる身近な小児科がなくなるのです。子供の病気は待たないです。特に、昼間は元気に遊んでいても夜になると熱が出てぐったりするようなことが多いのです。来年4月から外来診療は平日の9時から5時までで、休日や夜間の診察はできなくなり、入院棟もなくなるということであり、事が起きたら名寄へ走らなければなりません。産科も小児科もない、これでは若い人たちは職場は土別であっても生活は名寄でということになりかねません。いよいよ若者の住みつかない元気のない町になってしまうのではないのでしょうか。

市長は行政報告で、医師不足の状況からサテライト化もやむを得ないと判断したとし、それに伴うさまざまな問題、通院や入院での交通の便や救急搬送地の対応などを今後検討していくとしています。しかし、サテライト化の考えは、産科が廃止されたときから出ていたものであ

り、医師不足への対応策として国も道もこの方向で進めており、いずれこういことになるのは予想された事態ではなかったでしょうか。サテライト化もやむなしと判断された背景には、そのことで生じるさまざまな問題をどのように解決していくかが明らかになっていなければならぬと考えます。

小児科体制は縮小しよう、しかし、派生する問題はおいおい解決策を考えていこうでは、市民への説明責任が果たされません。市民の命と健康を守るべき市立病院がその役割を果たせず、中身が空っぽになっていくのではないかという不安、市民の不安は時間の経過とともに大きくなっています。

一番心配なのは、夜間や休日の救急車による搬送体制についてですが、産科廃止による妊産婦の搬送の場合は市立病院に寄らずに、直接ほかの病院へ走っていますが、小児科の場合はどのように対応されるのでしょうか。また、救急車を使わない場合は自分で名寄まで行かなければなりません。だれもが自家用車を持っているわけでもなく、タクシーを使うことになりましょう。あるいは、冬の吹雪の中を車を走らせることもありましょう。夫が遅くまで働いている家庭や一人親家庭などでは母親の不安ははかり知れないものがあり、体も心もくたくたになります。通院や入院の場合の経済的、精神的負担は今まで以上に大きなものがあり、特に経済面で余裕のない若い家族にとっては大きな負担となります。子供を持つ親たちの心配や不安、そして経済的負担に対して具体的にどのようにこたえるお考えでしょうかお聞かせください。

小児科の縮小により、病院経営にも少なからず影響が出ると考えます。看護師の余剰人員が出るでしょうし、入院廃止による新たな病棟利用も考えられるでしょう。お聞きしますが、現在、小児科外来への患者は月平均及び1日平均何人でしょうか。また、入院病床は幾つで入院患者数の平均も教えてください。小児科全体にかかわる看護師は何人でしょうか。小児科縮小による医療収益への影響はいかほどとお考えでしょうか。また、病床や病棟廃止による交付税への影響はいかほどとお考えでしょうか。

医師不足の問題は、住民の医療を受ける権利を奪うだけでなく、地域の過疎化を一層進め、地域崩壊につながりかねません。国は小児科と産科の医師の偏在を解決する方策として、集約化、重点化計画を策定し、都道府県や市町村に周知させ実施させようとしています。この計画がいわゆるサテライト化といわれる体制だと考えます。この計画の中での市立病院の立場や役割は何なのか、総合病院の総合の看板を外すことになるのか。そして、市立病院の将来展望をどのようにお考えなのかを明らかにして、市民の不安を取り除いていただきたいと思います。

次に、改定介護保険制度についてお聞きいたします。

4月1日から改定された介護保険法が実施されていますが、全国的にさまざまな問題が噴出しています。何よりも問題なのは制度の中身が具体的に知らされていないことです。9月1日付の北海道新聞によりますと、北海道新聞と札幌医大が行った介護予防に関する道民の意識実態調査では、介護保険の制度やサービス内容を知らない人は53.7%にも達したということです。そして、65歳以上の男女が対象の調査ですが、介護には不安があると答えた人は70.7%、7割

もおります。不安の中身は介護に関する費用が62.5%、医療費が56.7%と、経済的な不安が大きいことが明らかになっています。新たな介護度区分や自立支援策の新予防給付とか、地域包括支援センターなど、くるくる変わる制度の内容を理解し、覚えるのは容易なことではありません。

そこでお聞きしますが、どのような方法で制度の中身を市民に知らせてきたのでしょうか。介護サービスを受けようと思って、窓口に来た人だけに説明をしているのでしょうか。徹底的な情報公開こそ自治体の仕事だと考えます。自治会や老人クラブなどに出かけて行く、あるいは、一般市民対象の説明会や講座を開くなど、まだまだ元気だけれど、いずれ介護サービスを利用するかもしれない人たちへ積極的に働きかける姿勢を期待するものですが、いかがでしょうか。

所得の低い方たちへの軽減策や助成策などをもっともっと知らせて利用してもらうべきです。

また、税制改定によるいろいろな控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税になり、収入が変わらないのに保険料区分が上がってしまうことなども丁寧に説明するべきです。更に今問題になっているのは、要支援1と2、それに要介護1の軽度の高齢者が利用している車いすや介護ベッドの貸与が4月から受けられなくなり、経過措置も9月末が期限となり、利用者の不安が高まっていることです。電動車いすを利用している人で10月から利用できなくなるのは全国で約11万人、電動ベッドでは約27万人に上ります。日常生活に不可欠であっても、10月からは自分で購入するか全額自己負担でレンタルしなければなりません。介護ベッドを利用している介護度1のある市民は「今は1割負担で月額1,700円で利用しているけれど、10月からは3,000円以上のレンタル料になる。今のベッドを買うとなると30万円はする。何だか詐欺に遭ったみたいだ」と怒っています。東京都の豊島区や北区、港区、新宿区などでは、福祉用具を自費で購入したりレンタルする高齢者に自治体独自の助成を行うことを決めています。お聞きしますが、本市での要介護1以下の軽度の人で車いす及び介護ベッドを貸与されている人は何人いるのでしょうか。そして、貸与期限の9月末を迎えて、その方々にどのような対応をされようとしているのでしょうか。法律が変わったからといって、軽度な人が利用していた介護ベッドや電動車いすを画一的に介護保険サービスから外すような仕打ちはするべきではないと考えます。

私は本市においても所得の低い人や軽度であっても日常生活にこれらを必要とする人たちに対して、購入やレンタル費用の補助など、何らかの助成をし、自立支援をするべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

7月に市内のひとり暮らしの高齢女性がひっそりと亡くなっていましたが、すぐには発見されていません。緊急時用のベルも持っていたようですが、それも使うことなく亡くなったようです。6月の第2回定例会において、地域支援事業を進める上で、対象者の実態把握をどのように進めるのかをお聞きいたしました。民生委員や保健推進委員、郵便局や配食サービス事業者など、さまざまなルートを通じて把握するとの御答弁がありました。地域支援事業は本来

は福祉事業であり、すべての高齢者を対象として事業を展開するべきだと考えます。ひとり暮らしの高齢者を見守る組織体制はできているのでしょうか。ボランティアによる安否確認の声かけがあるようですが、もっと小さい地域単位での見守り組織をつくって、機能的に動き、危険予防、生活相談にも乗ってあげるような組織づくりが求められます。

最後の質問は安心・安全な学校生活環境についてお聞きいたします。

7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールで、小学校2年生の女の子がふたの外れた吸水口に吸い込まれて死亡しました。文部科学省は全国の学校や公営プールを対象に安全点検と実態調査を行い、その結果は新聞などで報道されたところですが、当然、本市においても調査されていると思います。市内の公営プール及び学校簡易プールでは、給排水口のふたはしっかりと固定されているのでしょうか。また、吸い込み防止金具はきちんと設置されているのでしょうか、安全性は盤石でしょうかお答えください。

次に、南町にある市営プール、通称南郷プールにかかわってお聞きいたします。

ここの自転車置き場は歩道からきつい勾配を上がったところにあります。したがって、帰るときは自転車に乗ってこの坂を下ることになります。ところが、急な坂を下った先は車道であり、歩道との間に大きな段差があるため、勢いづいて落ちていくことになります。何度も来ている人ならば気をつけて通るでしょうが、初めてのときや夜間などは危険だと考えます。大きな事故が起きない前に何らかの対策をとることを求めますがお考えをお聞かせください。

最後に、学校給食における食材についてお聞きいたします。

9月から和寒町の給食も加わって2,400食が給食センターで調理されていますが、調理する数が多くなることで、既製食品の使用頻度が多くなるのではないかと心配です。すべての野菜を地場産で賄うことが難しくなれば、学校給食会を通しての一括購入が増えるのではないかと思うからです。これでは、食品の安全性は確認されません。輸入野菜や穀類などが急増し、残留農薬汚染が広がっています。また、BSE汚染が心配なアメリカ産牛肉が解禁されたことで、レトルト食品などに使われる可能性もあります。2005年6月10日に食育基本法が成立し、地場産の食材をその地域で消費する地産地消の重要性と食糧自給率の向上をうたっています。

本市では、米は100%地場産米ですが、すべて土別産の米なのでしょうか。野菜は45から50%の地場産使用率ですが、これもほとんどが土別産ということでしょうか。残り50%の野菜はどこから来ているのでしょうか。牛肉、豚肉、鳥肉など肉類はどこのものでしょうか。しょうゆ、砂糖、みそなどの調味料あるいはマヨネーズ、ソース、ケチャップなどはどのように仕入れているのでしょうか。小麦はパンやうどん、パスタなどに使われますが、輸入小麦にはポストハーベストとして有機リン酸系殺虫剤が残留し、アレルギーを引き起こしていることが明らかになっています。有機リン酸系殺虫剤は微量でも慢性的に摂取すれば鼻水やせき、かゆみもとまらない、頭痛、記憶力の低下などが起き、特に視神経を冒し視力を低下させます。また、アレルギー食品を食べて運動すると、アナフィラキシーという恐ろしい病気になります。全身に浮腫を起こし、血圧低下、意識喪失が起こり、最悪の場合、命を落とします。残留農薬がな

いのは国産の小麦だけなのです。学校給食でのうどんやパスタなどのめん類及びパンの原料である小麦は国産のものを使うべきだと考えますが、実態はどのようなのでしょうか。もし、輸入小麦を使っているのでしたら、国産小麦に切りかえることを強く求めますが、お考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から市立病院の小児科削減について御答弁申し上げ、介護保険の状況については保健福祉部長から、安全・安心な学校生活環境につきましては教育委員会の方からそれぞれ答弁していただきます。

医療を取り巻く環境が今本当に全国的に一変をしてしまった、そういう中で、今、医師が大変不足している、しかしその不足というのもある大病院、大都市に集中をしているという偏在が、大きな今日本の医療にきしみが来ているという原因をつくっていると私はそのように理解をしておるわけですが、その中でも特に産婦人科医師あるいは小児科医師、麻酔科医師と、この医療をめぐる大変医療事故につながるような大変危険な仕事、これを私は医の中でも大事な仕事であるにもかかわらず、なかなか若い医師が科目を選択したらないというのが今の現実の姿になっているわけでありますから、まことにこういった事態というものは、何かを根本的に改革をしていかなかったら本当に大きなこれからの悩みというものは解消しないものと思っております。

そうした中で、医者が今本当に、私の確かな数字ではありませんけれども7,000人を超える新しい医者が誕生しているそうです。その中で退職する人が3,500人くらいあるそうですから、差し引きすると3,500人は新しく医者として育っていったら、そういう中で医師がなぜ不足しているんだろうかということ、先ほど申し上げましたような大きな要因がそこにあるから、このようないびつな形になっているのだと、ここに私どもは目をつけながら、地方から本当に大病院に向けてのぼりを立てても、あるいは厚生労働省に大挙して押しかける、そういう地域の勢いを見せなかったら、私はなかなかこういう問題は解決できない、そんなふうに思っております。

なぜ、前段そういうことを申し上げるかと言いますと、今、小池議員からいろいろ御質問がありましたけれども、そういった厳しい状況にある中で私も頑張っているし、病院当局も頑張っていると、そういう中を十分御承知された上での今回の質問であったと私は理解をしておきたいと思っております。

最近の医師、特に今申し上げましたけれども、小児医療につきましては、全体として医療の量は実はこれは低下傾向にあるわけであります。核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加にも起因をして、休日や夜間の救急診療が増加する傾向にあり、更には、専門医師志向に伴って小児救急医療を行っている市立病院へ患者が集中する傾向となっております。これによって、小児科の担当医は昼夜を問わず診療に当たらなければならない、特に産婦人科のある病院では新生

児の診療とともに外来診療が重なって、過酷な労働条件と言われておりますが、小児科医師を希望する者はこうした中で全国的には本当に横ばいではあるものの、本市に医師を派遣している旭川医科大学においては医師の臨床研修が必須化された平成16年度以降、極端に少なくなっているのが現状であります。

特に、旭川医科大学の小児科講座におきましては、数少ない医局構成の中においても北海道各地の公立病院等に医師を派遣しており、その医師派遣も病院の規模に応じて経験等も考慮しなければならないことで、大学側も医師派遣には大変苦慮しているわけでございます。

このような中で、今年の7月に旭川医科大学から来年度以降の市立病院の小児科診療については名寄市立総合病院を中心にセンター化をして、診療時間は平日の午前9時から午後5時までとしたい旨の申し出が実はあったところであります。市といたしましても、産科の分娩停止に引き続き、小児科がサテライト化となりますということは、子供を育てていく親御さんにとりましても、大変な心配な面が多くあるものと思われまして、再三にわたって、旭川医科大学に対して医師の継続派遣を要請をしまいったところであります。

しかし、大学の医局では、なり手の少ない小児科医師を増やしていくためには、単に使命感の強い医師が医局に入ってくるのを待っている事態ではなくて、小児科医師の労働条件や待遇をよくしていかないと、今後、小児科の医師確保は難しいのではないかとの考えもございました。市立病院に対して継続して医師を派遣することは困難であるとの、そういった旭川医科大学の回答があったところでもありまして、このため、市といたしましては、この地方の小児医療を守っていくためにはどうすればよいかを検討いたしました。現在の小児科医師の置かれている絶対的に少ない中での状況を判断していきますと、どうしても当分の間は集約化をしていかないと、地域医療は行っていけない、そんな残念な答えとなって、このサテライト方式もやむを得ないものと判断をいたさざるを得なかったわけであります。

そこで、サテライト後の市立病院における診療体制についてであります。原則平日の9時から5時までとなっておりますので、この診療時間の拡大につきましては、大きな課題でもあることから、現在名寄市立総合病院と協議を行っており、少しでも市民の皆様の便宜が図られるように努めてまいりたいと努力をしているさなかでございます。

次に、夜間や休日の救急体制のお尋ねがございましたが、平成16年の産科の分娩停止に伴い、救急体制につきましては、消防署と協議を行って、妊婦が希望する病院に直接搬送しておりますので、小児科救急につきましても明らかに小児疾病の患者と思われる方につきましては、直接名寄に搬送できるように、今後、消防署とも十分協議を深めてまいりたいと考えております。

参考までに、平成17年における15歳未満にかかる救急車の出動状況を申し上げますと、救急によるものが年間を昼夜を通して19人、市立病院から直接転院搬送された者が年間5人となっており、全体の出動状況から見ますと比較的少ない件数となっております。

次に、子供を持つ親たちの心配や不安、そして経済的負担に対して具体的にどのようにこたえるかのお尋ねでありました。

核家族化が進む今日の社会において、子育てに関してはいろいろな心配や不安が多くつきまとうものであり、子を持つ親であればだれもが多かれ少なかれ経験をしてきたところでありま
す。市では、これまで子育てに関する悩みや不安に対処するために、保健福祉センターにおいて母子保健事業として両親学級、乳幼児健診、健康相談等を定期的で開催してきたところであり
ますが、今後もこれらの育児相談の場を通して緊急時における医療機関への対応方法などについて広く周知してまいりたいと存じます。

また、小児科における緊急時の交通手段の確保につきましては、患者動向が今後どのように推移をしていくかは推測できませんが、当面の措置として救急車で搬送するほどの病状でなく、交通手段のない小児科患者を対象に土、日、祝祭日及び夜間において何らかの交通手段の確保を検討してまいりたいと考えています。

次に、小児科の外来及び病棟の状況についてのお尋ねにお答えいたしますが、最初に患者数であります。平成18年4月から8月までの平均数値で申し上げますと、外来は救急外来を含めて1日当たり67.6人、入院では月平均238人でありまして、前年同期と比較をいたしますと外来で8人、入院で233人減少しております。小児科病床のある3階東病棟は従来、産科、婦人科、小児科を合わせて40床の病棟でありましたが、現在では産科、婦人科の入院患者がいないことから、病棟の有効利用を図るために、外科の回復期の患者を受け入れるなどして看護師18名をもって共同利用を図っているところであります。

また、小児科縮小による医業収益の影響についてであります。病棟再編や病棟の休止、看護師の配置転換等を考えますと、新年度に向けて単純な比較検討はできませんが、今年度の病棟及び外来の患者数をもとに推計をいたしますと、収益は大きく減るものの、一方、医師や看護師の人件費等を考慮いたしますと、収支については大きな減収にはならないものと推測しているわけでもございます。

更には、病棟や病床廃止にかかる交付税の影響についてお尋ねがございました。自治体病院事業に対する交付税といたしましては、今年度は病院事業債にかかる元利償還金に対し、一定割合で算定されているほか、病床1床当たり48万9,000円が算定されております。市立病院におきましては今後の問題もありますことから、病床を廃止するのではなく、一時閉鎖することを考えておりますが、仮に40床を廃止するとなりますと、1,956万円が減額されるのではないかと考えられます。

次に、総合病院の話がありました。当病院では、医療法第4条の規定により昭和62年3月に総合病院の名称承認を受け現在に至っておりますが、平成10年4月に医療法の改正があり、総合病院制度が廃止されているところであります。なお、その後の名称使用につきましては、病院の意思に任されておりますが、固定医による診療科も限られてきたことから、この名称変更につきましては、今後検討してまいりたいと存じます。

最後に、市立病院の将来展望についてお尋ねがございました。

少子高齢化の進展に伴い、医療の多様化、医療費抑制の動きなど、医療を取り巻く環境は予

想を上回る速さで変化しています。また、医師の地域偏在による医師不足の問題は、地域医療を確立する上で大きな問題でありましたが、臨床研修制度の導入により、問題が一層深刻化し、公立病院における医師確保の問題は大きな今、社会問題となっております。このため、北海道では、地域医療の充実、確保を目的に設立された北海道医療対策協議会の中に、医師派遣連絡調整地域医療を担う医師養成検討自治体病院等広域化検討の3分科会を新たに設置をし、あらゆる角度で北海道の地域医療のあり方を検討協議をしているところであります。その中でも、自治体病院等広域化検討分科会においては、地域における病院の広域化の検討を行っており、この内容については8月29日開催の北海道医療対策協議会にも報告されたところであり、同日付の北海道新聞にも大きく報道がされたところであります。私もその会議に委員として出席をしておりましたが、医育大学側からは医師偏在の問題は大都市を除いた全国的な問題であり、短期間で解決できるものではなく、大学病院においても手の打ちようがないということでありまして、地方における医師不足の問題は大きな課題であることを改めて痛感をして帰ったところであります。なお、この検討会では、各地域の医療事情をもとに、自治体病院を集約化することを検討しておりますが、実現に至るまでには紆余曲折が予想されますことから、当分の間市立病院におきましては、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科を初め、小児科におきましては固定医師が派遣されるまでの間、出張医体制によって診療を行ってまいりたいと考えております。

また、内科、外科、整形外科等につきましては、従来どおりの診療を行うとともに、特色のある診療と積極的な広報活動に努め、センター病院である名寄市立総合病院との連携のもとで、固定医師の確保に努めながら地域の皆さんの期待に最大限のこたえをしてまいりたいと考えておるわけであります。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、4月実施の改定介護保険の状況などについてお答えいたします。

平成12年4月に介護保険制度が施行されてから6年が経過し、在宅サービスを中心としたサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してまいりましたが、介護保険の総費用が急速に増大し、制度の持続可能性が課題となってきたことから、本年4月から施行された改正介護保険制度では、できる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるよう在宅サービスや地域密着型サービスの整備を図ることから、新予防給付の創設や地域包括支援センターの設置など、大きな見直しがされたところであります。

こうした制度見直しにかかる市民への周知といたしましては、広報しべつやホームページでの周知を初め、パンフレットやリーフレットを作成し、窓口で相談のため来庁された方はもちろんのこと、介護サービスの利用者についても介護認定の更新申請時に居宅介護支援事業所のケアマネジャーを通じての周知や、参加者の在宅介護支援センターによる相互相談の際における周知、更には民生児童委員にお願いしております在宅介護相談協力委員の研修会や介護教室

における周知、地元紙における記事掲載など、あらゆる機会を通じて周知を図ってきたところ
であります。

今後におきましては、地域包括支援センターにおいて、老人クラブ等に職員が出向き、地域
支援事業の中の特定高齢者把握及び介護予防普及啓発を本年度下半期に計画をしているところ
であります。

また、所得の低い方たちへの軽減、助成策や税制改正による保険料区分の変更についての周
知であります。保険料や利用料の軽減策については、広報しつやホームページへ軽減制度
を掲載し、さらには前年の年金収入等から該当すると思われる方には直接通知して申請漏れが
ないようにしておりますし、税制改正に伴って保険料に影響がある方への激変緩和措置につい
ても広報や保険料通知書に同封する介護保険料についてのお知らせに記載するなどして周知を
図っているところであります。

次に、福祉用具貸与についてのお尋ねであります。

福祉用具の利用状況につきましては、6月の給付実績で申し上げますと、介護1の居宅介護
サービス受給者242名のうち、車いす利用者が14名、介護ベッド利用者が24名、要支援1、2
の介護予防サービス受給者73名のうち、車いす利用者が5名、介護ベッド利用者が7名、合計
いたしますと車いすが19名、介護ベッドが31名と、それぞれレンタルで利用されております。
その方々のうち、車いすにつきましては日常的に歩行が困難な方や、日常生活範囲における移
動の支援が特に必要と認められる方を除いて、介護ベッドにつきましてはすべての方々が福祉
用具貸与を受けられなくなったところあります。

このことは平成16年6月17日付、介護保険における福祉用具の選定の判断基準についての国
からの通達の中で福祉用具については介護保険の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具
として急速に普及、定着していますが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台の介
護ベッドや車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付
され、介護保険の理念である自立支援の趣旨にそぐわない事例が見受けられるなどの理由から、
選定の判断基準が示され、軽度者への福祉用具貸与が徐々に制限されることになりました。

更に、制度開始5年目の介護保険制度見直しによる今回の制度改正で、議員お話のとおり、
介護給付対象外とされたのであります。これらの方々への対応につきましては3月の時点から
利用者と担当ケアマネジャーが協議をいたしまして、ベッドを利用しなければ起き上がりや寝
返りができない方は介護認定の変更申請を申請して、介護度が変更となり、今後も引き続き利
用できるようになった方や、福祉用具貸与事業者の助言を受けながら安価で現在利用している
貸与用具を買い取る方、2万円から11万円をかけて新しい商品を購入される方、福祉用具貸与
として利用可能な立ち上がり補助具などの福祉用具に変更して利用される方や、事業者の中
には長年レンタルして耐用年数が経過したために、安い利用料により継続してレンタルするなど、
急激な利用者の負担増にならないよう対応されております。

そこで、これらの方々への助成とのことですが、例えば介護ベッドとマット、介助

バー、サイドレール、サイドテーブルなどの附属用品一式のレンタル料は、毎月3,000円程度の自己負担となっており、年間で3万6,000円の自己負担が生じ、3年間継続しますと10万8,000円の自己負担になります。担当ケアマネジャーには制度改正が決まりました以降、地域ケア会議を通じて制度改正の説明と9月の経過措置に対する十分な対応をお願いしてきましたし、利用者にはケアマネジャーから自己負担のことをお話して御理解をいただいておりますことや、10月からのケアプラン作成に当たっては福祉用具貸与に関して、先ほどお話をさせていただきましたとおり、さまざまな対応がなされておりますので、市といたしましては、購入のための助成などの特別な対策をとる考えはありませんが、在宅サービス利用者に支障を来さないよう、スムーズな移行ができるように、再度、担当ケアマネジャーと情報交換を行うとともに、相談や助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らしの高齢者を見守る組織体制についてのお尋ねであります。高齢者のひとり暮らしはどちらかと言いますと引きこもりがちになりやすく、地域との交流もみずから途絶えさず方も見受けられ、難しい面もあるわけでございます。市では、寝たきりやひとり暮らしの高齢者への訪問活動や問いかけ等の安全確認の事業といたしまして、民生児童委員を中心とした3、4人で小グループを結成し、近所にお住まいの高齢者等に声かけや訪問をするなどして、地域で見守る福祉パトロール事業を社会福祉協議会に委託をして実施をしているほか、生活上の相談の対応や事故、救急、急病などの緊急事態が発生した場合の救急活動を迅速に行うために、消防署に直結している緊急通報装置を貸与する緊急通報サービス、食事の調理が困難な高齢者に栄養バランスのとれた食事を届け、その際に安否の確認を行う配食サービスなど、引きこもりに陥りがちな高齢者の疎外感の解消を図りながら、安心して在宅生活が続けられるよう事業を実施しているところであります。

また、小さな地域単位の見守り組織についてであります。地域や自治会によりましては、独自の支え合い、助け合いの福祉事業として高齢者への声かけや福祉パトロールなどに取り組んでいただいているところであります。

このように地域単位の福祉を推進していくためには、市民がボランティアとして協力していただくことが不可欠でありますことから、地域福祉の拠点である社会福祉協議会にボランティアの育成事業を委託して、地域福祉の理解と啓発、普及を図り、地域の将来を担う小・中・高生、更には女性、青年などを対象としたボランティアスクールを開催するなど、ボランティアの育成と底辺の拡大に取り組んでいるところであります。

今後におきましては、市民の皆さんの御協力をいただきながら、地域単位の福祉活動がより一層充実するよう努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは安心・安全な学校生活環境についてお答えいたします。

最初に、公営プールの給排水口の安全性についてのお尋ねがございました。

去る7月31日、埼玉県ふじみ野市で発生した小学生女子がプールの吸水口に吸い込まれ、とうい生命が失われるという事故に体育施設の管理、運営に携わる者にとって、大きな衝撃を受けたところであります。この事故を受け、文部科学省は8月2日付で全国の学校及び公営プールの設置者に対し、安全点検及び実態の調査の実施について通知があり、本市においても調査、点検を行ったところであります。

最初に公営プールについてであります。本市では、南郷プールと朝日プールの2施設を有しており、これまでも、毎年開設時にはもちろんのこと、日常的にも保守点検を行ってきておりますが、更に、今回の通知を受け、8月4日、細心の注意をもって点検調査を実施したところであります。両プールともに埼玉県ふじみ野市の流れるプールとは構造上大きく異なりますが、設備はろ過器による循環方式のため、給排水口が設置されておりますが、これらについてはすべてふた及び吸い込み防止金具が固定されており、安全が確認されたところであります。

次に、学校簡易プールについてであります。市内には中士別小学校、上士別小学校、多寄小学校、中多寄小学校の4カ所に簡易プールがあり、これらの簡易プールについてはその安全性を確保する観点から、これまでも排水口や排水バルブ等の回収を実施してきたところであります。

また、埼玉県での事故に伴うさきの文部科学省の調査では、対象外でありましたが、簡易プールについても実態調査を実施し、その結果、同様な事故が発生する可能性は低いと判断し、継続して使用してきたところであります。しかし、8月17日付の文部科学省2次調査においては、簡易プールについても調査の対象となり、他のプールと同様に排水口のふたの固定や吸い込み防止金具の設置がされていない施設については、安全性が確保されていない施設として取り扱われることになったことから、排水口のふたが固定されていない中士別、多寄、中多寄の3小学校については直ちに使用を中止するよう指示し、また、排水口が固定されている上士別小学校についてはとめているボルトに異常がないか点検し、十分に注意を払いながら使用するよう指導するとともに、これらの措置についても児童や保護者に対し、速やかに通知するよう各学校に依頼したところであります。

なお、これらの簡易プールにつきましては、次年度以降においても引き続き使用していくため、現在排水口のふたの固定や吸い込み防止金具の設置をしているところであります。

今後におきましても、市内に設置してあるプールについては、施設の安全確保に努め、利用者にとって楽しく、健康を増進する施設として十分に配慮してまいりたいと存じます。

次に、南郷プールの歩道と敷地の段差解消についてのお尋ねがありました。

当施設は毎年5月下旬にオープンし、9月下旬にクローズしており、児童・生徒を中心に年間約1万5,000人が利用をいたしております。

議員からお話があった歩道から駐輪場に向かう通路については、やや急なスロープになっており、初めて自転車で来館した人や夜間時における通行の際は直進することも予想され、歩道

と車道との間に大きな段差があり、危険性もあることから、改善が必要と考えております。今後、スロープの改善を図るなど、安全対策を道路担当部局とも協議し、検討してまいりたいと存じます。

次に、学校給食の食材についてのお尋ねであります。さきの第2回定例市議会において、和寒町小・中学校の給食事務委託に関する協定書及び関係補正予算の議決をいただき、9月1日から給食の配給を開始いたしました。小学校では湯気が上がっている給食に児童が感激し、また、大変おいしいと喜んで食べているとの報告を受けております。

現在、和寒も含め、20校の給食の調理を行っていますが、1日の食数約2,400食に限られた時間にスムーズに調理を終え、配送を含めて現場が落ち着きを見せるには、多少の時間がかかるものと思われまますので、その間の給食に支障を生じさせないよう、一時的な対応も考慮に入れながら対処したいと考えておりますが、議員が心配されますような状況は継続することのないよう努めてまいりたいと思っております。

そこで、御質問の使用産米についてであります。うるち米につきましては平成13年度から北海道学校給食会から旧土別農協より購入した土別産米の供給を受けておりましたが、問い合わせしたところ、合併で北ひびき農協になりましてからも変わらないとのことで、土別産米を使用しております。また、もち米につきましては給食センターが直接北ひびき農協から土別産米を購入し使用しております。

次に、野菜についてであります。旬の時期を中心に新鮮で安全・安心な土別産野菜をできる限り使用するように努めておりますが、17年度の使用実績はジャガイモ、ニンジン、タマネギなど10品目となっております。この10品目の野菜使用総量は3万196キログラムで、そのうち土別産の使用数量は1万5,351キログラム、使用割合は50.8%で、残りの49.2%は道内、道外産を使用しております。17年度の道内、道外産の使用割合につきましては資料をとっておりませんので、本年の4月から7月までに購入した数量で申し上げますと、道内産が9,448キログラム、道外産が5,950キログラムで、合計1万5,398キログラムとなっており、道内、道外産の割合は道内産が61.4%、道外産が38.6%であります。

次に、肉類につきましては、牛肉は价格的なこともあり、これまでも使用実績はありませんが、豚肉は地元業者から名寄または富良野産のS P F豚を、鳥肉は伊達産のものを市外業者から購入しております。

次に、しょうゆ、砂糖、みそなどの調味料及びマヨネーズ、ソース、ケチャップなどについてのお尋ねについてであります。大豆を主原料とするしょうゆ、みそなどの調味料につきましては遺伝子組みかえでない等と表示されているか、表示のないものは納入先を通して遺伝子組みかえでない旨の確認をとって購入し、砂糖は三温糖を使用しております。また、調味料であります。サラダやラーメンなどに使うコーンも同様の表示がされているものを、油は米油を使用しております。マヨネーズ、ソース、ケチャップ等の製品は家庭用や業務用として広く使われているものであります。その成分の一部として使われている大豆やコーン油等につき

ましては、確認が極めて難しい状況にありますので、今後、遺伝子組みかえでない旨の表示がされ、価格に大きな開きがなければ、安全・安心な食の確保の上から使用に努めてまいりたいと存じます。

最後に、小麦製品についてであります。うどん、ラーメン及びスパゲティは市内業者から購入しておりますが、確認したところ、うどんは道産小麦のつなぎ用として国産小麦を2割使用し、ラーメン、スパゲティ並びにマカロニ類の原料はすべて外国産小麦が使われているとのことであります。道内では、道産小麦を100%使用したスパゲティとエルボマカロニが製造販売されておりますが、スパゲティは使用頻度が多いため、価格等で現行の給食費の中で取り入れることが難しい面がありますので、今後の課題とさせていただきます、エルボマカロニにつきましては、サンプルを取り寄せ、試食をしてから使用の判断をいたしたいと思っております。また、パンにつきましては、外国産小麦100%の小麦粉で製造したものを使っておりますが、供給元の北海道学校給食会では道内製粉連絡協議会の協力のもと、19年度から原料の小麦粉100%道産に切りかえることを決め、8月25日付でその旨の通知があったところであります。教育委員会といたしましては、これを機会に道産小麦100%のパンを各学校に供給していく方向でパン業者と協議してまいりたいと考えております。

食の安全・安心は人の生命維持の根幹をなすものであり、特に成長期の児童・生徒にかかわる学校給食は、将来を担う子供たちの健やかな成長に欠かせない極めて大切なことでありますので、今後も地産地消の拡大とあわせ、一層の安全安心な給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 市立病院の小児科削減について再質問をさせていただきます。

市長初め、市政執行に日夜携わっておられる理事者の皆様方の病院についてのさまざまな御努力は十分理解し承知しております。

しかしながら、今回の小児科医の問題は市民の特に若い市民の不安や心配、これがとても切実なものがありまして、私としては何としてもこういった市民の願いにこたえるような御答弁を期待していたわけですが、先ほどの御答弁では夜間、休日もし病気になった場合、直接名寄へ走る、そういうことを目下消防署と協議しているというお答えでもありました。

そこで、私どもは素人考えですけれども、やはり子供というのはお医者さんがいないような休みの日とか夜間とかに熱を出しやすいんですね、子供は。なぜかそういうふうになるんですね。それで、お医者さんに行ければ親も安心しますが、このようにいなくなってしまうたら、親も一緒になって大変な不安に陥るわけですけれども、例えば、市内の内科の開業医さんが何人がいらっしゃいますけれども、昼間病気になったら内科の開業医さんに連れて行ったりもするわけです。風邪引きとかちょっとしたことだったら、寺田さんに行ってみたりとかそういうふうにして適切な処置をしていただいているわけですので、そのところで、今回、夜間

の場合、そういう市内開業医の皆さんの協力などを得て、交代で夜を当番制か何かにしてやってもらえないのかと、市内にお医者さんがいるということと、救急車に乗って名寄まで走るということは、大きな違いだと思います。

親の心配というのは、夜とかお医者さんのいないとき、子供が病気になったときにどうしたらいいかという、そういうことで、また、判断するのも若いお母さんたちは非常に悩むんですね。私も経験がありますけれども、これぐらいの熱で病院に連れて行っていいものだろうか、もうちょっと待っていたらおさまるのではないかと、わからないから非常に迷うんです。ですから、すべてを救急車を呼ぶということもためられるわけでありまして、そこら辺のところ、そういった内科の開業医さんとも御相談して協力を得るとか、そういうことを検討されたのかどうか。それが1つ。

そしてもう一つは、その救急車で直接搬送する、すべて夜、そうなった場合、自分で車で走ればそれは問題ないということかもしれませんが、非常に不安ですし、走れないというケースもありますので、そういう場合は、すべて救急車を呼んで、救急車はそれに対して対応してくれるのかどうかということですね。意外とお医者さんはこんなことぐらいで来たのかというようなお医者さんもいらっしゃいますので、若い親は非常にそこら辺の判断が悩むところなんです。ですけれども、やはり、子供が熱を出して泣き騒いでいるのを見ると、本当に胸がつぶれるような思いで、できることなら自分が変わってやりたい、そういうふうに思うものです。ですから、ぜひ、そういう若い親御さんの立場に立って、何らかの具体的な方策、安心できる方策を考えていただきたいなと私は強く希望するものですが、この2点についてお答えをいただきたいと思います。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 小池議員の再質問に答弁をさせていただきます。

確かに、今、小池議員が言われたように、若いお母さん、特に子供たちを持つお母さんというのは非常に小児科のことで大変心配であり不安なり、これは当然、私どももそう思っておりますし、市長も先ほどお話ししたとおり、特に、今回この話が出たときに、実はうちの院長も大変心配しまして、現状から大きく変わることは非常に困るというようなことも含めて、実は名寄に特に夜間、休日の医師対応について何とかならないのかというようなことで、例えば、一つの例として、診察は9時から5時までですけれども、それ以降、例えば宿泊していただいて、朝、名寄に帰っていただけないか、そうすると、必要に応じて呼び出し等で診察ができるからというようなことも実はお願いをしてきた経緯もございます。

しかしながら、実はこの集約化の大きなメリットというのは、先ほど市長もお話をしたとおり、24時間、例えば今言いましたように、お母さん方についてやはり小児科の子供はきちんとした小児科のドクターに診ていただきたいという、そういう志向も非常にあるわけで、そういったものが根底で、小児科の医師の労働の過酷になって医者がいなくなったという、その辺に

については事前に答弁はしたところですが、そういった意味合いもありまして、名寄としては、今回集約をされることによって、最終的にまだ決まっておられませんけれども、考え方としては、24時間、今までは市立病院と同じで、うちも当直は内科ですと、必要に応じて小児科の医者が来て子供を診るということになりましたけれども、名寄としては今考えているのは、集約化されることによって、医師数が増えますので、24時間、これから子供が来た場合はすべて、例えば夜中でも休日でも直接、最初からそういう当番制といいますか小児科の医師をそこに配置して、24時間診るというような実は考え方を今持っているわけです。そうしますと、私どももできれば休日や夜間、今みたいなそういう対応をとれないのかということは、それだけの人数の中では、現実的には名寄は24時間フルタイムで医師を待機させながらそういう診療をするということになると、ちょっと今の私どもの希望は難しいということがありました。

そういった中で、私どももその辺何とかならないかという話はしているんですけれども、現実にはそういう形で、一点、従前よりもメリットといたら名寄にメリットで土別はどうかという論議にはなるかと思えますけれども、今までは内科の医師が診て、必要に応じて小児科の医師が来たということもありましたけれども、これからは名寄の病院に行った場合については24時間いつでも小児科の医師が常駐して診察をすると、そういうような考えでやっていきたいという話があるものですから、私どもの要望した医師派遣については、非常に現状の中では難しいということが一つあります。

そういった中で、実は市内の内科医の方の協力を得ながらということがありました。今回、新たに、北の方に船津先生が開業しておるとかいろいろなことをやっております。ただ、どうしても先ほど言いましたように、小児科というのは特殊な部分で、専門の医師に診てもらいたいという、非常にお母さんの要望もありまして、それで、例えば内科の開業医の先生にいろいろ御相談をしたとしても、非常に高齢の方も多いわけでありまして、そういった中でそういう体制が組めるのかどうかというのは、非常に私どもとしては今の中では難しく、当番医についても実は平日は全部市立病院が夜間救急を受け持っているという今は状況にあります。

当然、今言いましたように、市立病院に、例えば内科の患者さんが来たときに、うちは診療拒否をするわけでも何でもありません。例えば、内科のドクターだとか小児科でないドクターが当然当番医として、当直室にいるわけですから、それはそれで診療は可能ですけれども、ただ、先ほどから申し上げているとおり、お母さん方というのはやはり専門の医者、特に、今言いましたように名寄では24時間フルタイムできちんと小児科の医師が待機をしながら診療できるという一つのシステムができておりますものですから、私どもとしては、やはり、30分程度かかるという時間の問題もありますけれども、そちらの方に行った方がより安心されるんではないかというような気がしております。ただ、今言いましたように、市内の開業医との協議については正直言ってまだ一度もそういう形はしておりませんので、機会があれば、そういうことも必要かと思えますけれども、ただ、それは非常にそれは難しいかなと思います。ただ、市

立病院では当直医がいるわけですので、その中で対応可能な方については名寄に行かなくても可能だとは思いますが、やはり、ちょっと専門医ではないという部分からすれば、ちょっとこれは難しいかなというふうに今考えているところであります。

それともう一点、救急搬送の絡みです。

今言いましたように、病状というのは医者が診る判断とお母さんが診る判断というのはまるっきり違ってきて、やはり先ほど議員さんが言われたとおり、例えば、連れてきたら、夜連れて来なくてもあしたの朝まで様子を見て通常来ても何ともないですよというケースもままあるとは思いますが、ただそれはお母さんは医者ではないわけだし、とてもそういう判断はできないというので、それはもう当然そういうことで医者しかないということだというふうに思っております。そういった中で、どうしてもそういう形で救急車でということになりますと、どれだけが救急なのかという、交通手段がなくて心配だから救急車ということになれば、それはそれなりの症状だということになれば、当然救急搬送ということも、これは当然可能だと。ただ、これは消防の判断でありますのであれですが、ただ、今後こういうものについてはある程度、一般とは違うような形の中で対応していくことについては救急搬送の分については消防とも、当然小児科医が土別にいないということになれば、夜間いなければということも協力してもらえるように消防と話していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） このことがまだ今検討中というような、あるいは協議中という事項が結構多いんですけども、このことが、ある程度固まる前に、私は、市理事者側と、それから若いお母さんたちと話し合いの場というか、この実情を説明する場というか、そういう場を持って、理解を求めるといような努力をされるべきだと思います。若いお母さんたちは「ゆら」だとか「きら」だとか、そういうようなところへ行けばたくさんいらっしゃいますし、幼稚園のPTAとか保育所の父母の会とか、たくさんいらっしゃいますのでね、私は、行政側が積極的にそういう労をとって話し合いをしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 小池議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、私は、いろいろな会議に出て行きまして、かなり過激な発言をしてきております。でも、議場の中でいろいろそれを言いますと、やはり医療のいろいろな機関というのは気持ちのいいものじゃないので、それぞれの大学の皆さんからおしかりもあるとは思いませんけれども、差し控えたいと思うんですが。私は一番最初にこういった事情が起きてきたにもかかわらず、北海道はもう少し機敏に対応すべきではなかったかと、これが一つありました。それと、大学を頂点にして縦の流れの中で、系列の中で医師の確保や何かを真摯にお願いをしたり、理解をしていただいて、充足されてきた。今、それが全く通じないと、昔であれば、100回通えば1回ぐらいは何

とか面倒を見てあげなきゃならんという大学当局の大きな理解も得られたけれども、今は200回通ってもそういう道は全く開かれない。となると、我々はどこへ行ったらいいんでしょうかという話にまでなったわけです。

そのときに、個人の名前を挙げるのもあれですけども、その協議会で選ばれた元北大の病院長をやられた教授の、加藤理事長さんにこの方がすばらしい医療に対する考えを持っていますけれども、「それなんですよ」と、「道庁さんは今まで何でもっと早くこういう問題について具体的に機動的に動くことを考えなかったのか」とまずおしかりがそこにありました。

また、そんな中で、2回目の会合だったんですけども、「こういう話をテーブルを挟んで単に情報交換程度の中での動きで困った困ったと言っておっても、道は開ける可能性が出てきているんですか」。こういうことにもなりました。

それから、この地方の期待を担って旭川に大学ができたとするならば、あそこには地方に十分医者を供給するだけのものがあるはずだと。なぜそれがだめになっちゃっておるんだろうか、本州から多くの学生があそこに入ってきて、終わったらまた本州に帰ると、これを何とかしなかったらどうしようもならんじゃないのかと、そんなようなことも言ってきましたし、1人の医者が誕生する、できるということは、大変な国費を使って、私はできていると思うと。終わったら東京に帰って、父さんの跡継ぎをやりますでは、初めからそういう人は私大に行って、お金はそっちの方で払って医者になった方がいいんじゃないか。こういうことは、ふだん私は本当に言いづらいことだと思うんですけども、もう事ここまで来たら、みんなで思っていることを、出し合ってざっくばらんに話し合うべきではないかというふうなことも言ってきました。

それから、先日、名寄がやはりセンター病院という位置づけが以前からされていて、サテライトという方式でなかったらもう医療はこの地域は動かないと。今、小児科の話になりましたけれども、名寄には今小児科の先生が4人いる、うちが今3人なんですよね。それで、今言ったようにお互いに分散していると、小児科の先生が体がもたないと、24時間対応するわけですからね。ですから、大学というよりも、国自体もそういう流れの再編成を目指していると思うんですけども、ある拠点をつくって、そして、医療ミスなどが起こらないように、そこに集結をして安全・安心な医療体制をつくり上げていこうと、こういうのが大きな流れになっているわけです。

これが時代の趨勢としてこれはもう変わらないんだということになったら、これはやはりこの地域に住む者として、新しい道がどうしてももとに戻すこともできないし、切り開けないんだとすると、その考え方もやはり意識を変えていかなきゃならないものもあるのかなと。

先般、中川、それから音威子府、美深、こちらで言えば剣淵、和寒がありますけれども、士別の場合はまだ病院に、名寄の、仮になっても、小児科、産婦人科、名寄にすぐ行かれるけれども、我々の場合は稚内の方を向いて走ったらいいんでしょうかと、中川なんかそうですよね。そういうこともあるので、まだ、皆さんの方が恵まれていると、そんな言い方もしておったけ

れども、もともと我々のところには産科も小児科もないんだと。

これはまた別の話になるかもしれませんが、お母さん方が非常に不安にも思っているんですけども、昔はやはり高齢者、お年寄りの皆さんが家庭で子供が熱を出したときには救急処置としてどういうことをやるかというようなことは、何となく教わっていたんだと思うんですけども、今は核家族化になってしまって、電話1本で何か事が済むという、そういう中に今、やはり生活をしていることになるんじゃないか。

私は先般、上土別の国営農地再編整備事業の集まりの中に女性の皆さんもたくさん来ておられて、その中に私も呼ばれて、産婦人科はいつ開設されますかという問いかけが素直に来ました。私は当面はそういう状況にはなかなかないと、お母さん方もがっかりしたような顔をしていましたけれども、その中で、私が思ったことをざっくばらんに言いますと、昔は助産婦さん、産婆さんと言いましたが、私のおばが書いた日記の中に、私が産まれたときの状況をつぶさに書いてありました。夜の夜中に馬を仕立てて産婆さんを迎えに行き、2時間ぐらいかかっているんですね、迎えて、また2時間かかって送って行って、私は明け方に産まれたんですけども、そのときに金6円払って産婆さんに帰ってもらったという、そんな日記が実は出てきました。

私は思ったんですけども、あの開拓の厳しい時代に、本当に子供を5人も6人もつくっていったお母さんの力強さとかたくましさとか、そういうことも何かの参考にすれば、今のこの窮地を乗り越えることができないような環境になったとしたら、やはり、そういう中でまだ昔から見たら、こういうこともまだ恵まれているよねという精神的なものもある意味では必要ではないだろうかというふうなことも、何かの参考になればという昔を振り返って、私は前に話したことがあるんですね。

だから、そういう今の全く医療環境にありますので、それがベターだとか、是非云々を言っているわけじゃなくて、やはり、大騒ぎをするということもわかるんですけども、やはり今の仕組みの中で、いかにしてどういう環境の中で安心して出産をするかということについても、やはり、心の準備と言いますが、そういうことも全体で考えていかなきゃならんことではないかと思います。

今、病院の行政のトップがお母さん方とといいますか、これは何も行政のトップじゃなくても、十分これから名寄とのかかわりがどのようになっていくのか、そしてその中で少しでもお母さん方に安心して今、少子化の時代ですから、たくさんの子供を産んでくださいというふうなことの話し合いというのは大事なことです。大いにそれはやっていくべきではないかと、また、やらなきゃならんことだと。そして、今の医療を取り巻く状況というものが、どんな状況になっているのか、腕が悪いから市長も病院長も悪いから医者集めるのが下手なんだというように、決してそんな気持ちはありませんので、最善を尽くしていきたいと思いますので、御理解をいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 3 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 2006年第3回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは平成17年度予算の決算見通しについてであります。

夕張市の再建団体申請を皮切りに、旧産炭地6自治体の起債問題、それから道内53市町村の財政状況が公表されました。今定例会に認定案件として送付を受けました市立総合病院事業会計決算審査意見書には、不良債務累計額3億2,825万9,000円、17年度は前年度比2億6,956万6,000円の減収となっている。この要因の一つとして一般会計からの繰入金の減少もあることを指摘しております。市立病院会計が厳しい状況にあることは、第2回定例会における市長の行政報告の中でも明らかにされております。このような背景があることを前提として受けとめた上で、平成17年度における決算見通しについて特徴的な点をお知らせいただきたいと思います。

第2項目めは、新士別市総合計画についてであります。

総合計画の任務は、朝日町と士別市が合併して新士別市が誕生して、今年度は事実上初年度になるわけであり、どんな町をつくっていくか市民にとって最大の関心事であり、市民生活の快、不快を決定する最大の物差しになるかとも考えます。総合計画はまちづくりについての根幹を成すものであり、市民の最大の関心事であろうかとも思います。

市長は、第1回定例会において明らかにされました市政執行方針で、在来の方の見方や考え方を大きく変える発想の転換と、社会情勢の変化を鋭敏にとらえる時代の変化の先取りによって、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる協働のまちづくりが極めて重要な時代を迎えているとの認識に立つものでありますと、従来の観念から脱却し、大胆な発想の転換を図り、新しい時代の市政運営に当たることを明らかにいたしました。

新聞が報道されておりますように、新市総合計画の策定を外部発注するという手法は、市長が明らかにされました市政執行方針になじみがたいと考えるのでありますがいかがでしょうか。総合計画策定に当たっての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、旧士別市第4次総合計画において、各小節ごとに計画実現のために人材育成がうたわれております。医療体制を例に挙げますならば、医療従事者の確保と表現しているのですが、この表現を一步進めて、市民の健康と生命は自分たちで守っていくという士別市民合意事項として、医師確保を具体的項目に据え、実現するための施策として、仮称ではあります

士別市医師養成基金を創設し、士別市民はもとより、圏域の剣淵、和寒1市2町の地域医療体制の確立を図ることを市民全体の合意事項として書き上げる。

また、郷土の歴史と文化財の項目があります。この項目には、例えば、士別市の未来を背負って立つ子供たちに、先人の生活を伝えるための教材として、過般、札幌商工会議所100周年記念事業として開催された「こども未来博」に出展されました相沢政博氏の「日本の農業の歴史からくりの事実と発想」を活用するなど、市民が各ジャンルでそれぞれが技能を発揮されております。市民の持つ力を集大成して普遍する道筋を明確にすることができないか、考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

第3項目めは、職員研修制度の今後についてであります。

最初に、旧市町で取り組まれていた特徴的な事項についてお伺いし、これからの事項が今後どのように継続されるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

もう一点は、若い職員2名をJ.C.に派遣した旨の新聞報道がございました。職員研修の一環として職員をJ.C.に派遣して研修させるという目的と、派遣形態、更に、J.C.に派遣して研修させるということは、現状の研修制度の欠落部分の補完を意味するものと受けとめるべきものなのか、更に、今後このようなことを各ジャンルに拡大していくこととなるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

第4項目めは、障害者自立支援法施行に伴い、想定される諸課題についてであります。

士別市内には、社会福祉協議会、つくも園、士別愛成会の3つの社会福祉法人がござひます。そして、精神障害者小規模通所授産施設ぬくもり作業所、それから、知的障害者小規模通所かたくり作業所、それに朝日の小規模作業所をつくも園、この4つの事業所がござひます。障害者自立支援法の施行が事業運営に及ぼす影響が大きいということで、法令講習会を開催したりして、対応をそれぞれが協議いたしてあります。しかし、現段階では、具体策が示されていないので、事業所としての具体案を提示できない段階にあるとお聞きしてあります。施設を利用されておられる方々にとりましては、深刻な問題であろうと思ひます。市民に直接接する自治体として、今後どのように対応していかれるのか考え方をお聞かせいただきたいと存じます。

第5項目めは、平成17年度における出稼ぎ手帳の交付実績及び中小企業子育て支援助成金制度の活用見通しについてであります。

最初に、平成17年度における出稼ぎ手帳の交付実績を各5年間の計数と活用実績と対比してお知らせいただきたいと存じます。

次に、中小企業子育て支援助成金制度の活用奨励についてであります。広報しべつ2006年9月号に紹介記事が掲載されてあります。開始が18年4月以降でありますから、制度活用は今後の課題になります。育児休業が1人の場合は100万円、2人目は60万円、短時間勤務が1人目は60万円から100万円、2人目は20万円から60万円が、企業に助成金が支払われるというものであります。問い合わせは北海道労働局雇用均等室ということでありまひます。このような制度活用が士別市内における労働福祉を前進させる大きな役割を果たすことを信じ、期待していると

ころでございます。

しかし、労働状況実態調査報告の回答率は60%程度であります。未回答事業所にこそ悩みが多かろうと私は考えます。未回答事業所における実態を細かく把握することによって、本制度の実効が上がるものと考えます。本制度の実効を上げるために、どのような施策を今後考えておられるのかをお伺いして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、士別市総合計画に関する答弁につきましては私から申し上げ、職員研修制度の今後につきましては本庁担当助役から、また、平成17年度予算の決算の見通し、障害者自立支援法、出稼ぎ手帳及び中小企業子育て支援助成金制度につきましては、それぞれ担当部長から御答弁を申し上げることにいたします。

新しい総合計画の策定に当たっての考え方についてであります。総合計画の策定に当たっては、策定方針にも掲げたとおり、まずは合併時に合併協議会によって策定されました新市建設計画、これを補強し、さらに総合的、体系的な計画とすること。また、旧士別市の第4次士別市総合計画と、旧朝日町の第3期朝日町総合振興計画の成果を踏まえて、新時代のまちづくりの指針となるべき計画を地方自治法に基づき、平成19年度をめどに策定をしようとするもので、6月に開催されました士別市振興審議会に対し諮問をいたしたところであります。

そこで、総合計画の策定の基本的な考え方といたしましては、地方自治体を取り巻く環境などの時代背景の変化を初め、多様化する住民ニーズ、地域特性や歴史的な経過などを十分配慮するとともに、将来に夢や希望を持つことのできる魅力あふれる町をつくるものであり、特に、市民と地域の視点、融和と一体感の視点、そして、個性と交流の視点を大切にするとともに、市民や職員の参画による計画づくり、策定過程の情報を提供する計画づくり、そして市民に身近でわかりやすい計画づくりを基本に考えております。

このことが、市民と行政がともに手を携えながら、新しい町の姿を描いていく協働のまちづくりにつながっていくものと考えます。

お話の策定業務の外部委託についてであります。このたびのこの委託は、合併後の新市としての融和と一体感の醸成をどのように図っていくかが課題の一つでもありますことから、まずは、住民が共有できる町の特徴を生かした理想的な地域のイメージづくりを図るための地域CI活動展開支援業務を、更に、アンケート調査では、これまでの調査と趣を変えて、個人の生活や暮らし、並びに、行政の施策に対する満足度とその影響度がどのような形で相対評価されているかを求めるため、こうした専門性やノウハウ、更に第三者での視点を生かしたく、本業務のみを委託したところであり、本計画本体につきましては、これまでどおり、振興審議会の委員の御意見を伺いながら、独自で策定作業を進めていくものであります。とりわけ新しい総合計画でありますことから、多くの市民の皆様に参加をいただきながら、本市の実情に合った計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、総合計画はまちづくりの根幹をなすものでありますだけに、計画自体、市民の意識や意向を反映したものでなければならないことから、さまざまな手法を持って、市民の意識やニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、一般市民のアンケート調査や、高校生や中学生を対象とした調査を初め、地域懇談会の開催や各団体の意見聴取の実施、市のホームページを用いた意見の募集なども予定しており、この総合計画が市民共有のまちづくりの目標となりますように、計画策定に当たりましては十分に配慮してまいりたいと考えております。

次に、医師の確保に関して、土別市医師養成基金の創設といった御提言がございました。

御承知のとおり、病院経営は大変厳しい状況下であり、特に、平成16年度から始まった医師の臨床研修制度は病院の医師確保に大きな影響を与えておりました、もはや個々の努力のみでは十分な医療環境を整備することは困難な状態にあります。このため、地域医療を担う医師養成に向けては、育英大学と自治体が協力して取り組む方策として、現在、北海道医療対策協議会において協議検討されているところであり、私もこの委員の一員として会議に参加しているところでもあります。具体的な検討内容としては、育英大学における医学部入学定員の地域枠の設定、拡大とその地域枠と連動して北海道内で勤務する医師養成奨学金制度の創設についてであります。

そこで、お話にありました、1市2町で基金を創設する中で地域医療体制の確立を図るべきとのことではありますが、このような個別の基金を仮に創設した場合に、財源確保の問題や大学、医局と医師とのかかわりの中で、医師派遣が果たして可能なのかといった問題も生じてくるのではないかと懸念されます。こうしたことから、まずは、現在検討されております、この全道レベルでの奨学金制度を速やかに創設する中で、地域医療を志す学生を確保できれば、医師の確保に悩む地域にとってもまことに意義深い制度であると考えておりますので、本制度の創設に向け、関係機関の方々と今後とも更に努力をしてまいりたいと考えております。

次に、郷土の歴史と文化財についてであります。議員のお話のとおり、まちづくりの原点は人づくりにあると言っても過言ではないと思っておりますが、人材育成こそが何にも増して重要なことと受けとめます。本市では、今までも幅広い分野にわたっての人材バンクを整備しておりますが、今後、更にそうした有能な技術やすぐれた発想の新しい人材の発掘に努めるとともに、人材バンクへの登録に積極的に御協力をいただき、未来を担う子供の育成のために、そうした人的な財産を大いに活用していただきたいと思いますところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私からは職員研修制度にかかわっての御質問にお答えを申し上げます。

まず、旧両市町で取り組んでいた職員研修のことについてでございますけれども、旧朝日町においては総じて外部に職員を派遣するいわゆる外部派遣研修を中心に上川市町村会や北海道

理事研修所において、法務研修などが実施されてきたところであります。一方、旧土別市にあっては、毎年度、職員研修計画を定め、課題別テーマを設定した集合研修や外部から講師を招聘し開催する委託研修のほか、外部に職員を派遣する外部派遣研修など、体系化した研修の実施に取り組んできたところでもございます。特徴的な研修といたしましては、心の健康を保つためのメンタルヘルス研修、応急手当等を学ぶ普通救命講習、上川北部市町村合同による法制実務研修、政策法務を中心とした市町村アカデミーなどへの派遣研修、さらには、友好都市であります愛知県三好町との職員交流研修のほか、自主研究グループを通じた研修などを実施してきたところでございます。

そこで、今後の研修の継続性についてのお尋ねでございます。

本年7月に新市として新土別市職員人材育成方針を策定し、時代の変化に対応した質の高い行政サービスを提供していくため、これまでの研修内容を基本的に継続する中で、総合的な研修の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員研修の一環として、職員が社団法人土別青年会議所の活動へ参加することについてのお尋ねがございました。

さきに申しあげましたとおり、職員の資質向上は極めて重要なことでありますことから、職員研修計画に基づき、広域的に取り組む研修や市独自で取り組む研修など、多彩な研修事業を展開しているところであります。特に近年、職員が市民の中へ、地域の中へ出向き、さまざまな議論を展開することで、市民の目線や気持ちに立ち、市民と行政が共通の認識を持つ、いわゆる協働のまちづくりを進めていくことが強く求められていることから、こうした視点での研修も必要と考えております。

そこで、このたび、青年会議所の職員の参加についてであります。土別青年会議所は、創立50周年を迎える長い歴史と伝統を有し、この間、明るく豊かな地域社会の創造に向け、まちづくり運動や青少年の健全育成などに若い力を結集しながら尽力されてきたところでございまして、青年活動の中心的存在であることは、議員も御承知のとおりでございます。特に現在、本市のまちづくりの大きな柱となっているサフォークランド土別の展開や、天塩川祭りは、青年会議所がその原動力になったとの評価も受けているところであります。しかしながら、近年は会員が減少するという課題も生じてきており、市内企業からも職員や社員が青年会議所に加わりながら、各種事業を展開している状況に置かれておりまして、こうした青年の自主的な活動が衰退していくことになれば、町の活力といった面など、地域に与える影響も極めて大きなものがあるとの判断から、このたび、行政からも参加することとしたところでございます。

また、道内の他市の状況も見てみますと、芦別市においては地域社会の振興発展に果たす青年会議所の役割を重視し、職員を参加させるなどの手法を講じていますし、函館市、赤平市、名寄市においても職員が青年会議所に参加していることもお聞きをいたしているところでもございます。

今回、本市の場合は、研修事業の一環として職員2名が参加するわけではありますが、形態としては、試行的に準会員という形をとることになります。会員の資格は1年間、青年会議所の活動には参加はできるものの、表決権や選挙権などは有しない会員となりますが、青年同士の情報交換や、まちづくり活動への情熱の共有によって、より広い視野を持った職員の育成が図られることを目的とするとともに、より、市民の目線に立った施策の展開によって、協働のまちづくりにつながる役割を果たしていくことを期待するものであります。

このたびの青年会議所への参加は、試行的とはいえ、職員が住民とともに地域活動に積極的に参加するという新たな研修制度ととらえておりますが、御質問にありました他の分野に拡大していくのかという点については今のところは考えていないところでございます。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、平成17年度の決算見通しの特徴的な点についてお答え申し上げます。

平成17年度の当初予算は、旧両市町とも通年ベースの予算編成を行ったわけではありますが、新市の予算は基本的に旧両市町の当初予算の未執行分を合算し、これに開庁記念式典経費、各種電算システムの統合経費、新市例規作成経費など、新たに合併にかかわり発生する経費や、旧士別市で従前まで補正予算で対応していた市道除雪経費、廃止路線代替バス運行委託費などを加えた予算を執行したところであり、主な建設事業といたしまして、士別中学校改築、北部団地建てかえなどの大型建設事業のほか、糸魚小学校の校舎の実施設計業務委託を行い、改築に向けて着手したところであります。

一方、歳入においては、市税が引き続き景気低迷の影響から、前年度比2.1%の減となったほか、地方交付税のうち、普通交付税につきましては三位一体の改革への対応や、全国的な市町村合併による算定替えの影響などがありましたが、62億300万円と前年を若干上回る交付額の確保ができたところであり、特別交付税においては、合併支援措置に係る経費が上積みされ9億7,100万円の交付となったところであります。

この結果、新市の決算は17年9月から18年3月までとなるわけではありますが、これに4月から8月分を含めた通年ベースで申し上げますと、収支差し引きで約2億5,000万円の黒字が確保できたところであり、各特別会計、企業会計につきましては、さきに斉藤議員の質問の中でお答えを申し上げたとおりとなっております。

また、病院事業に対する一般会計からの繰入金についてであります。16年度以降は国の繰り出し基準に基づき、繰り入れをいたしており、平成16年度と17年度を比較しますと、基準に基づく経費のうち、産科医療や企業債元金償還に要する経費が減少したことに伴い、一般会計繰入金についても減少したものであります。

なお、15年度までには、この繰り出し基準以外に、収支不足分や不良債務解消のため、計画的に繰り入れをいたした経過もありますが、この間、一時的に病院の経営状況が改善され

たことや、一般会計の財政事情もあり、こうした繰入金を取りやめ、繰り出し基準に基づく繰り入れのみとし、収支不足に対する対応につきましては病院の経営改善によるものとしたところであります。

なお、お話にありました夕張市関連についてであります。さきの斉藤議員にお答えいたしておりますように、不適切な財務処理を本市では行っておりませんが、本市の財政環境につきましては黒字を計上したといえども、引き続き厳しい状況下にあると考えており、今後とも慎重な行財政運営に当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、障害者自立支援法施行に伴い想定される課題についてお答えいたします。

議員お話しのとおり、土別市には社会福祉法人が運営する精神知的障害者の授産施設や知的障害者の更生施設及び地域共同作業所があり、それぞれ障害者に対する福祉サービスの提供を行っております。

土別愛成会では、精神障害者小規模通所授産施設ぬくもり作業所と、知的障害者小規模通所授産施設かたくり作業所を運営し、障害者の作業訓練や就労の場を提供しており、知的障害者更生施設つくも園では、施設入所、通所及びグループホームなどのサービスを提供しております。

また、朝日地区においては、朝日地域共同作業所が、在宅の障害者の通所による生活作業訓練を行うとともに、就労の場を設け、障害者の自立の向上を図っているところであります。障害者自立支援法につきましては、本年4月から一部実施されておりますが、土別愛成会やつくも園及び朝日地域共同作業所につきましては、本年10月から事業を新体系に移行することができることとなっておりますことから、移行時期などの検討をしてきたところでありますが、つくも園では5年間の経過措置もあり、当面は現行の知的障害者更生施設として入所者等を継続して受け入れることであり、また2カ所の小規模通所授産施設につきましても、現在利用されている障害者の方々が就労移行支援・就労継続支援に移行できる状況でないとの判断から、現行の小規模通所授産施設運営補助金を活用して運営していくとの意向であります。障害者自立支援制度の趣旨からいたしますと、早い段階で新体系に移行し、障害者が地域で自立できる体制づくりが望ましいと考えております。

また、朝日地域共同作業所につきましては、さきの斉藤議員の御質問にお答えをいたしましたように、現在、道の運営補助を受けながら実施しておりますが、この事業が9月で廃止されますことから、10月からは新制度であります地域活動支援センターに移行して運営していく予定となっております。

現在、これらの事業所において、福祉サービスを活用されておられる障害者の方々は、障害者自立支援制度についての概要等はおおむね御理解をされていることと考えておりますが、今

後、利用施設がどのような体系に移行するのか、また、その場合の利用者負担や継続して福祉サービスが利用できるのかなどの不安もあることも事実でありますので、障害者の方々に現状の説明や移行時期、更には利用者負担などにつきまして、事業所からも十分説明をしていただくとともに、市といたしましても障害者が安心して福祉サービスが受けられるよう、あらゆる機会を通じて制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、平成17年度における出稼ぎ手帳の交付実績及び中小企業子育て支援助成金制度の活用見通しについてお答えいたします。

北海道における出稼ぎ労働者につきましては、景気の低迷等による就労の場の縮小などから、昭和55年度の5万人をピークに年々減少し、平成17年度においては約8,600人となっており、本市におきましても、公共事業等の減少や高齢化などにより、総体的に減少傾向にあり、建設業を中心に道内外で就労している状況でございます。

そこで、平成17年度における出稼ぎ手帳の交付実績と過去5年間の活用実績との対比についてであります。平成13年度は出稼ぎ労働者69人に対し、出稼ぎ手帳の交付者数は50人、14年度は73人に対し43人、15年度は137人に対し34人、16年度は128人に対し30人、17年度は123人に対し31人の交付実績となっており、交付者数は年々減少しておりますが、出稼ぎ労働者全体に占める交付実績といたしましては平成13年度では72%でありましたものが、17年度には25%と減少いたしております。この要因といたしましては、毎年同一事業所や会社全体で道内外などに就労する際、労働条件に変更がなく、雇用条件などが明確な場合においては手帳の交付を受けずに就労する方も多い実態となっております。

このようなことから、市といたしましては、家族の生活を守るためやむなく居住地を離れて就労する出稼ぎ労働者の方々に對しまして、出稼ぎ就労の際の労働条件や健康状態、更には賃金未払い内容などを確認することができる出稼ぎ手帳の交付を広報紙などで周知に努めてきたところであります。更には、就労先への広報しべつや地元新聞の送付、就労前の健康診断を実施するとともに、手帳を交付する際には出稼ぎに関する各種制度の紹介に努めてきたところであり、今後におきましても、出稼ぎ労働者の方々が健康で安心して就労することができますよう、この対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、中小企業子育て支援助成金の活用見通しについてであります。本制度は中小企業勤労者の仕事と子育てを両立させることのできる雇用環境整備の促進を目的に、育児休業等に関する就業規則、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画が作成されており、育児休業の取得、もしくは1日、週または月の労働時間及び労働日数を縮小し、短時間勤務を適用した場合、お話のように、その事業所に対し一定の助成金が給付される制度であります。

この制度活用の周知につきましては、既に広報紙やホームページ等で紹介をいたしているところであります。

そこで、本制度の実効を上げるために、今後どのような施策を考えているかとのことではありますが、本市では、労働者の方々の福祉の向上を目指し、これまで法定労働時間の遵守や有給休暇等の付与、さらには社会保険、退職金制度への加入など、職場環境の整備が図られるよう中小企業振興条例による支援や啓発活動に努めてまいりました。

また、平成15年度に次代を担う子供が健康で生まれ、育成される環境整備を進めるための次世代育成支援対策推進法が制定され、これに伴い、中小企業においても子供の出生時における父親の休暇取得の推進、利用しやすい育児休業制度の実施、子供の看護のための休暇措置、ノー残業デーの導入など、労働者の職場生活と家庭生活の両立をスムーズに図ることのできる環境を整備する事業主行動計画の策定が努力義務として求められているところでございます。

このため、市といたしまして、この取り組みが特にこれまで育児休業の取得者が全くない企業に対しましては、育児休業制度を導入することによるメリットを認識していただき、将来に向けて仕事と育児のバランスのとれた働き方が、男性にとっても女性にとっても安心して育児に専念できるよう、既に、平成16年度に広報紙や企業と労政で働きかけを行っているところであります。この仕事と育児を両立する、事業主行動計画は現在市内の中小企業において策定されておきませんが、中小企業子育て支援助成金の給付を受けるためには、この計画の策定が必須要件となっておりますので、今後、この制度を有効活用していただくためにも、事業主行動計画について地元企業への啓発に努めてまいりたいと存じます。

したがいまして、仕事と子育てを両立することができる働きやすい職場環境づくりが何よりも重要でありますので、このためには議員お話しのように、企業の詳細な労働実態の把握が必要であり、労働実態調査の回収率を高めることが肝要なため、今後はよりわかりやすく回答しやすい設問の見直しなどに工夫を凝らすとともに、本調査における育児休業取得状況が本制度の活用と密接にかかわってまいりますことから、実態調査の際にも引き続き啓発をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 再質問をいたします。

再質問というよりは、一つ確認のために再度御答弁を簡潔にいただきたいと思うんですけれども、職員研修の青年会議所に対する派遣ですね、これは今回試行的に準会員としてという、そういう表現をされておりました。試行的というのは、いずれ、これは本格的な派遣ということにつながってくるんだろうと思いますが、この青年会議所に対する派遣ですね、これから継続的にされるという意味での試行という表現だったのかどうか、そこをちょっと明らかにお答えいただきたいと思います。

それから、もう一つは、ただいま経済部長から答弁いただきましたけれども、この中小企業の事業主の行動計画の策定の関係について、土別ではまだこの策定の実績がない、このような趣旨の御答弁だったと思います。ぜひ、これは策定については実効が上がるような行政指導を、

行政指導といいますか、それとも啓発というんでしょうか、そういった方法をとっていただきたい、こう思うんです。

実は、私ですね、労働統計の項目の中で、こういうことは質問をさせていただいたことがあります。これは、平成15年の第3回の定例会で育児休業の取得の実態が明らかになっていない、それで、取得の実態が、制度があるとかないとかということは、これは単純にあるなしで答えていただいているわけでありましてけれども、取得の実態が明らかになっていない。それでぜひ、この統計のとり方で育児休業が実際にどの程度取得されているのか、その実態が明らかにわかるように、ぜひ統計のとり方を改めていただいて、何とか実態把握に努めていただきたい、このように申し上げていたわけです。できれば、そういった実態が把握できるような調査の実行をしたいと、このような御答弁をいただいていたわけですがけれども、残念ながら16年の統計、17年の統計も14年の統計と同じ形になっております。そういうことで、私は、市民の生活実態が明らかにわかるように、この統計もぜひ中身を変えてやっていただきたい、こう思うんですね。それで、この統計のとり方について、再度考え方をお聞かせいただきたい、かように考えます。

中小企業子育て支援助成金も、ただ単にこういう制度がありますよということだけでは、現場ではなかなかこれは活用しにくいと思います。

私も実は平成13年度に時短奨励金の支給を受けるべく取り組んだ経過がございます。ところが、制度としてはあるんだけれども、実際に給付請求をすると、いろいろものを要求されて、とてもじゃないが、これでは面倒くさいからやめてしまうわと言わざるを得ないような条件もあったわけです。そういうことから考えますと、ただ単に、これは国がこういう法律をつくって、そして道の労働局が、こういう呼びかけをしておりますから、ぜひこれを活用してくださいというだけでは、なかなか、現場では対応しかねるという部分があるだろうと思います。労働統計のこの回答率も60%台でありますから、60.3%ですか、前回ですね、そうしますと、むしろこういった回答を寄せられる事業所よりは、むしろ回答できない事業所にこそ大きな悩みがあるだろうと思います。そういった意味で、私はこの啓発をただ啓発だけにとどめるのではなくて、もう少し細かな業務指導も合わせてやっていただきたい、かように思うんです。

見解をお聞きして、私の再質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 池田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、青年会議所の職員の派遣、研修事業の一貫として派遣することについて今後どうするのかという見通しについて、再度お聞かせをいただきたいということだったと思います。

先ほどもお話ししましたように、今、青年会議所の実際の会員数といいますと20名を割って、大変、会議所そのものの存続が危ぶまれているというような実態にあるわけがございます。本市のサフォークランド土別ということで、今、まちづくりのひとつで大きくそういうまちづくりの展開をしているわけでありましてけれども、その基盤となったサフォーク研究会というの、

やはり青年会議所の活動の中から生まれて、今日こういう形で実を結んできたというような経過もあるわけでありまして、そういった青年の活動が、会員が減少することによって衰退していくということについては、先ほども答弁の中でも申し上げましたように、地域の町の活性化の衰退にも即つながっていく可能性が強いのではないかと、そういった意味合いから、今回、職員の研修という意味と、市民と一緒にまちづくりを考えていくという一環で、こういう試行的に今回こういう派遣をとるという形にしたわけございまして、確かに、市のみから派遣することによって、青年会議所が元の姿に戻るとということにはなかなか厳しい状況があるのではないかと思いますけれども、一つは市からもそういう働きかけをする、参加をすることによって各事業所においても同じような会員が増えていくようなひとつ呼び水になることも期待をいたしているわけございまして、この後、どういう形で経過をするのかということもございまして、現在のところ、これを永続的にやるということまでは結論に至っておりませんが、やはり、そういった努力を一緒にして盛り上げていくと、そういう意味ではある程度は市の方としてもそういう派遣、研修という立場ではありますけれども、協力して、継続していく必要があるのではないかと、今のところはそういう判断に立っておりますので御理解をいただきたいと思っております。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 池田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、ただいまも御答弁いたしましたように、この事業主の行動計画については、現段階では申請がないところでありまして、お話のように、事業主の行動計画がただいま御質問がありました中小企業の支援助成金の必須要件となっておりますことから、この行動計画が多くの中企業の方々から策定されることが、ひいてはこの助成金につながるという考え方も含めての御答弁をいたしましたけれども、同じ目線に立って、その申請の段階においては、十分相談業務というか、窓口業務を強化して中企業の方々と一体となって、この行動計画がスムーズに円滑にまず策定できるように努めたいというふうに考えております。

それと、労働実態の部分で、休暇取得の部分がありましたが、確かにこの労働実態調査については、中企業に置かれている一定の労働条件というか、労働環境をすべてを把握するわけではございませんけれども、限られた設問の中でどういう実態に置かれているかということで、余りしつこくないような設問をしておりまして、今回、この取得についてもそういう休暇取得制度があるかないかだけの設問に終わっている部分があります。

そこで、お話のように、今回この子育て支援助成金制度の取得の関係については、一体的に、まさにこれは密接な関係がありますので、後半に私が御答弁いたしましたように、労働実態調査をよりわかりやすくしたいということは、この休暇取得制度の中身をもう少しどういう形で取得が行われているのかという実態も含めて、この回答率の向上に向けて何とかやっていきたいという考え方であります。

それと、質問の後半で、なかなか申請事務が難しいと、つくってもいいけれども手続が大変

だというお話がありましたけれども、まさに、国の補助金をいただくわけですから、大変な部分もあると思いますけれども、冒頭申しましたように、一体となって、この申請がスムーズに円滑に流れるように、事業主の方々に今後とも商工会議所さらには建設協会もありますので、関係機関と連携のもとに十分意を配してまいりたいというふうに考えてございます。

以上で答弁を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 21番 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 平成18年第3回定例会に当たり、当面する諸課題について質問をいたします。

最初に国の進める農政改革と本市農業の振興策についてであります。

これまで、幾度かの農政転換を体験してきた私たちにとって、今回示された具体的な内容は、言われているように戦後最大の農政改革と言わざるを得ません。国際規律と整合し、WTO協定上からも国内生産を刺激しないWTOが認める緑の政策へと、これまでの改革のあり方を大胆に見直し、やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払いを導入するものになりました。

今日農村は農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄などで、農業農村は危機的な状況の中にあり、多様な人たちが構成している農村地域を、担い手を中心として地域の合意形成に基づき再編されようとしているのであります。

今回示された農政改革の3本柱とその推進予算については、まず第1に品目横断的経営安定対策に1,880億円、米政策改革推進対策に1,846億円、農地・水環境保全向上対策に300億円、合わせて4,026億円が対策されたのであります。その内容が具体的に示されることになりましたが、その中で幾つかの問題、課題が出てまいりましたので、以下3点について考え方を示していただきたいと思えます。

第1点は、品目横断的経営安定対策における過去の生産実績について、対象となる秋まき小麦、春まき小麦、大豆、てん菜、でん原パレイショの中で土別市は過去の生産実績は極めて低いのは秋小麦と春小麦であります。収穫時期での天候不順による穂発芽が原因としていわれると思いますが、過去の生産実績による支払い7割について国が示した制度上での10アール当たり平均単価2万7,740円に対して土別市は秋小麦で1万1,225円、極めて低い面積単価が設定されることになりました。当年の生産品質による支払い3割を加えた数字は、今回示された支援水準4万400円に対して、試算では2万4,100円程度ということになり、農業者にとっては採算のとれない麦の生産は困難をきわめることとなりますが、畑作には輪作は基本であること、また、農地の有効利用からも麦作は続けなければならない実態にあることから、市としても何らかの対策を考えるべきと思うのであります。麦の再生産を確保する上で、その実態を国や道に対して強く対策を求めるべきと思いますが、また、方法としては、産地づくり交付金の活用なども考えるべきと思うのですが、市長の考え方をいただきたいと思えます。

次に、第2点目ですが、米政策についてであります。

米についての支援策として、現行の担い手経営安定対策、稲作所得基盤確保対策が次年度か

ら品目横断的経営安定対策に折り込まれ、収入減少影響緩和対策に変更になるが、現行の支援策は名ばかりで不評でありましたが、新しい対策は実効ある内容になっていくのでしょうか。

また、担い手以外の農業者に対策された稲作構造改革促進交付金は地域の創意工夫で活用が可能とされているが、米価下落に支援するのか、または産地づくりとして転作や担い手を支援するのか、考え方を示していただきたいと思います。

更に、関心の高い産地づくり交付金については、所要の額を対策期間中は安定的に交付し、地域の創意工夫により、人や単価を設定するという基本的な仕組みは継続することになっておりますが、現在の土別市産地づくり交付金助成体系である作物集積加算や生産性向上加算は継続すべきものと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、第3点目ではありますが、前段、粥川議員の質問にもありましたが、農地・水環境保全向上対策についてであります。

農業の持続的な発展は、食糧の安定供給、農村の振興、多面的機能の健全な発揮やその基盤となる農地・水環境の良好なる保全は、本市農業の力強い農業構造の確立につながるものであります。

この対策は、農業が本来持っている自然環境機能を維持増進することの必要性や、農地、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行で、その維持や保安全管理に支障ができている現状や、また、ゆとりとかやすらぎという多面的機能について価値観などの視点の変化でその対応が求められているのが今日であります。

農業生産活動はこうした農地・水などを資源として環境に対する国民の関心が高まる中で生産施設の維持、補修、保全、更に環境資源では景観保全、生態系の維持や市民生活に必要な自然環境維持にも大いに役立つこの対策は、平場の中山事業として極めて有効なものと考えております。

道の2006年当初予算で農地・水環境保全に向けた地域の取り組みを支援する事業として、全道で15カ所から申請がありました。鷹栖町では環境保全活動として景観形成、生活環境、稲わら資源循環、耕作放棄地の発生防止のための集落での検討と協議。深川市では水質保全、ファームイン、洪水被害防止活動、市道、農道の草刈りなどに取り組みが報告されております。近くでは、剣淵町は申請の方向であり、空知地方は夕張市を除いて多くの市町村がこの対策に向けて申請の方向であります。この農地・水環境保全対策向上対策の補助予算額300億円は全国の農業振興地域の農地約4万ヘクタールの半分をカバーする国費助成と同額を道と地方が財政負担をしなければなりません。以前の中山間地域直接支払い制度の経験を生かし、ぜひ取り組むべき対策と考えますが、市長の考え方をいただきたいと思います。

次に、新市総合計画の策定についてお伺いいたします。

6月に出されました新市総合計画策定方針にあるように、新市のまちづくりの基本計画は旧土別市の第4次土別市総合計画及び第3次朝日町総合計画に基づき、合併によって策定された新市建設計画を補強し、更に総合的、体系的に計画するものとあります。計画の策定に当たっ

での視点では、行政と市民の役割分担の見直しや、開かれた市政と協働のまちづくりなど、計画について市民の合意形成を図るために行政と市民間の情報提供、更には市民や職員参画による計画づくりなど、変革の時代の枠組みや多様な価値観や夢のある発想、創造など、今まで以上に変革が予想される中での計画づくりに対して、先を見据えた確かな視点を具体的に整理し、2カ年で策定する体制づくりには大変御苦労の多いものと思います。

そこで私は端的に次の4項目についてお伺いをいたします。

第1点として、総合計画策定に当たっては、開かれた市政と協働のまちづくりのために、CI活動支援と市民アンケート調査の集計分析をコンサルタントに委託するようではありますが、協働のまちづくりは土別のまちづくりが基本であったし、多くの組織がまちづくりに参加してきたことから、一定の役割があったと思うのです。更に、地方分権時代にふさわしいまちづくりのために、行政と市民との役割分担を進める必要があると考えます。そのために市民の合意形成推進する組織づくりや、条件を整える方策が重要と考えますが、コンサルタントに委託する内容とメリットについては何なのでしょうか。特に、アンケート調査のねらいとするところは何なのでしょうか。

2つ目、計画はつくること自体が目的ではなく、それを使って目標とするまちづくりの将来像や市民の生活像を実現することが目的であります。目標が市民にとってわかりやすい理解できる内容に表現すべきでありますし、特に事業についての実施計画や市民に向けたダイジェスト版にも工夫をすべきと考えますがいかがでしょうか。

3つ目、合併前に実施した住民アンケートの結果をどのように活用するのでしょうか。主なものとして、新市のイメージとして医療、保健が充実したまち、そして合併に期待するものとしては行政組織のスリム化と経費の削減でありました。また、合併したとき不安に感じるものとして、合併後の中心地域と周辺地域の格差の拡大などであります。どのように対応していくのでしょうか。

最後に4つ目として、計画は多くのエネルギーを使いつくるが、つくった後は急速に関心が薄れてしまうことが多いのであります。この総合計画は計画の達成率とか実施状況をチェックするための委員会設置なども検討すべきと思いますがいかがでしょうか。

以上、当面する諸課題について答弁を求めて、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたします。

私から品目横断的経営安定対策と農地・水環境保全向上対策について答弁をいたし、総合計画に関する質問につきましては本庁担当助役から答弁をいたすことにいたします。

品目横断的経営安定対策として、畑作4品で行われる生産条件不利補正対策の支援水準についてであります。この支援水準につきましては、先般、国から示されましたが、本市における小麦の面積支払い額につきましては、ただいま御指摘のとおり、国の標準金額の4割に満たない価格が設定されたものであります。このことは、11年から17年までの7カ年のうち、出荷反

収の最高値と最低値を除いた5年間の平均収量を基礎として算出される仕組みでありますことから、平成11年から5年間連続して降雨や干ばつなどの気象災害に見舞われた本市にとりましては、病害などによる品質や収量の低下が続き、規格内の出荷数量が激減したことが主な要因となっております。

小麦につきましては、豆類、てん菜、パレイショなどの畑作物に野菜や緑肥作物を加えた輪作上欠くことのできない本市の基幹作物でありますことはお話のとおりであります。このため、実需者の求める品質向上に向けて関係機関が一丸となって生産性向上プロジェクトチームを結成し、各種対策に積極的な取り組みを行ってきただけに、今回、本市に対する面積単価の設定が国の支援水準を下回るということは、担い手の経営の安定という視点から、大変憂慮せざるを得ないものと考えるところであります。したがって、北海道市長会としても、制度の組み立てや試算の段階から国や道に対し、地域の実態に即した仕組みとするよう、強く要望してまいりましたが、本地域の農業において再生産が可能な面積単価の見直し設定を行うことなど、この制度の政策目的が達成できるように、今後とも引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

また、産地づくり交付金の活用についてであります。本市における小麦の作付に対しては、現在、産地づくり交付金が活用されているところでありますが、平成19年度からは、一部が組みかえられて、新しい産地づくり対策となりますことから、現行の産地づくり対策から継続すべき各種の取り組みも含めて、小麦を初めとする農産物全体の振興策となるように、水田農業推進協議会において十分に協議検討をいたしてまいりたいと考えます。

次に、平成19年度に見直しされる米政策改革についてであります。

まず、担い手を対象とした収入減少影響緩和対策の実効性についてであります。

現対策で米価下落対策として実施されている担い手経営安定対策との比較では、標準的収入の算定期間が過去3年から5年へと拡大されることから優位性があると言えます。しかしながら、販売価格を市場評価にゆだねるシステムを前提としているために、下落が続くような場合は、基準となる標準的収入も連動して低下するものであります。また、北海道全体としての標準収入に対する当該年の収入の差額を対象とするため、地域ごとの実態を的確に反映するという点においては一部で不安視されている状況であります。

ただ、他の畑作4品も含めた加入手続となっておりますことから、経営全体の収支を見据えた場合に、農産物価格と実反収を加味した全収入の下落額に対し、9割が補てんされますので、安定的な経営維持の点につきましては、機能するものと考えております。

また、平成19年度からの新たな対策である稲作構造改革促進交付金についてであります。この取り組みは担い手以外の農家における品目横断的経営安定対策に移行できなかった面積を基本として算出される交付金などであり、地域の創意工夫によって米価下落に応じた支払いあるいは転作部分や担い手育成などへの助成策としてそれぞれ選択できるシステムとなっております。現段階で示されているのは、事業の概要だけであって、米価下落に対する地域ごとの補

てん単価の設定や担い手への集積加算の交付に係る要領などは明らかとなっておりますが、今後において示される交付金の額に応じて、担い手への収入変動緩和対策に対応する制度や、あるいは担い手の育成に向けた助成策などについて、地域協議会の中で十分に協議を重ねる中で、効率的な活動が図れるように検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、現在の士別市の産地づくり交付金における作物集積加算と生産性向上加算の継続についてであります。このうち集積加算につきましては、平成16年度において農業者で構成する農地管理委員会を組織をして、農地管理あるいは担い手への集積方策について、地域内での課題解決や集積に向けた協議調整や合意形成を行うなど、農地管理集積事業を促進させるものとして実施をしているものであり、担い手への農地流動化に向けて十分に機能しているものと考えております。

また、生産性向上加算についてであります。本市では、平成12年度から水田農業確立対策やとも補償制度を活用して、基本的な栽培技術への取り組みや土づくり対策として実施してきており、その後、平成16年度からの産地づくり対策においては、一部見直しを行う中で、生産性向上加算として、栽培履歴の記帳、病害虫や除草などの技術への取り組み、更には排水対策や堆肥の投入などに対する助成策として実施しているものであります。

品質や生産力向上のための土づくりはもとより、残留農薬基準に基づくポジティブリスト制度への対応が強求められる中で、農産物に対する安全、安心への対応や信頼の確立のためにも栽培履歴の記帳などは今後とも積極的に取り組まなければならないものと考えております。

したがって、平成19年度からは、農業者、農業者団体が主体となる新たな自給調整システムへと移行されますことから、これらの集積加算や生産性向上加算の継続につきましても、地域協議会の中で十分協議の上対応してまいりたいと考えております。

次に、農地・水環境保全向上対策について、中山間地域等直接支払い制度の経験を生かして取り組むべきとの御提言がございました。この対策にかかわる状況と、今後における本市の対応につきましては、さきの粥川議員の御質問にお答えをいたしましたとおりであります。この対策は、農地や水などの資源を保全して活用する活動に、農業者ばかりでなく農業以外からの参加を得ることで、資源や環境の保全に対する理解をともに分かち合い、将来にわたって地域全体が安心して生活できる活力に満ちた農村づくりが期待できるものであり、これは、農業と農村が有する多面的機能の核を目指す中山間地域等直接支払い制度の目的と類似するとの見方から、ただいまのお話にもありましたように、平場の中山間事業とも言われるものであります。

本市におきまして、中山間地域等直接支払い制度は朝日集落では平成12年度、士別集落では平成13年度から導入しており、現在は2期目の対策として平成21年度まで実施するものであり、農地の保全管理や水路、農道等の管理を初め、堆肥の投入や休閒緑地の導入など、農業の原点である土づくりや農用地と一体となった周辺地の下草刈り、更には、農村景観に配慮した作物の導入や周辺の環境整備を行うなど、多面的機能の増進によって全市的な農業農村の底上げを図っているものであります。

これらの取り組みは、まさに農地・水環境保全向上対策にも合致するものであり、また、土別方式としての平場も含めた取り組みは、この対策の先駆け的なものであるとして、国や道からも評価をいただいていたところでもあります。したがって、取り組みが同様となるこの両事業を行うとなれば、極めて困難と言わざるを得ない課題もありますことは、これは粥川議員にもお答えをしたとおりであります。更に、大規模専業農家が多い北海道の場合に、小規模兼業農家が多数を占める本州に比べて、自治体では財政の面で、農家では作業の面での負担がはるかに大きいことから、地域特性を考慮した制度の見直しを求める声も大きく、加えて道におきましても農地によって面積当たりにも排水路などの施設料に差があることから、一律の単価を見直すことや、財源の交付税措置などを国に求めている段階でもありますことから、今後における動向を十分見きわめながら、慎重に対処していかなければならないものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私からは、新しい総合計画の策定にかかわる御質問にお答えを申し上げます。

まず、合併後の新しい総合計画等の策定にかかわる基本方針等につきましては、先ほど池田議員の質問に対して市長の方から答弁をいたしたところではありますが、コンサルタントへの業務委託の内容とメリットを初め、市民合意の総合計画についてお答えをいたします。

新しい計画の策定に当たりましては、何よりも合併後の新市としての融和と一体感の醸成をどのように図っていくかが課題の一つでもあります。そこで、合併後の新しいまちの目指す姿を統一的な一つのイメージとして描き、そこから生まれる親しみのあるキャッチフレーズやシンボルマークなどを通してまちの個性を発信する、こうした地域C をどのように構築していくかなど、速やかに取り組む必要がありますので、今回、民間シンクタンクが有するノウハウやネットワーク、さらに第三者の立場での視点のメリットを生かすとともに、多くの市町村で手がけている実践例を踏まえ、総合計画で初の業務委託を行った次第であります。

また、計画づくりには、今日の市民意識やニーズの把握が欠かせないことから、市民アンケート調査の業務に関しましても、これまでのような集団の特徴や傾向を調べる単純集計や質問の関連を調べるクロス集計のみならず、個人の生活や暮らし、さらには行政の施策に対する満足度とその影響度がどのような形で相対評価されているかを分析する重回帰分析という手法を用いた解析など、専門的な分析をコンサルタントに求めていくものであります。

このアンケートにつきましては、過日、2,000名の市民に調査票を送付させていただき、御協力をお願いしているところでもあります。更に今後時期を見て、高校生や中学生を対象とした調査も実施してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの目標が市民にとってわかりやすいよう、実施計画や市民向けのダイジェスト版も工夫をすべきとのことでございます。計画は市民にとりまして、まちづくりの将来像

や市民の生活像を実現するため、行政として取り組まなければならない施策を将来の財源措置も考慮した中で体系的に組み立てていくこととなります。策定方針でも、より豊かな市民生活の実現と情緒豊かな人づくりに努めるとともに、次世代の夢と希望あふれるまちづくりを目指して、新士別市の将来像の実現に向け、その方向性を明確にすることといたしておりますので、主要事業の実施内容や実施方法などを明らかにする実施計画の様式や、市民向けのダイジェスト版の工夫も含め、今後、作業を進めてまいりたいと存じます。

次に、合併前に実施した住民アンケート結果の活用についてでございます。

平成16年合併協議において、当時の両市町が合併した場合、どのような新しいまちづくりを進めていくのかという、新市建設計画の策定を目的に、全世帯を対象に実施し、回答率は19.5%でありました。お話の調査項目のいずれもが住民の皆さんが合併を判断する際、極めて重要な事項であったと考えております。寄せられた結果を見ますと、市民は医療、保健が充実したまちを望み、行政組織のスリム化を合併効果ととらえ、中心地域と周辺地域の格差拡大を不安に感じており、これらへの対応を図ることが新市の施策に期待をするものと認識をいたしております。

現在、市民アンケート調査を実施しておりますけれども、合併時のアンケート調査と内容が重複しない構成としたところでありますが、いずれの調査結果も大切な市民の声であることを十分に踏まえ、新しい計画の策定に当たってまいりたいと考えております。

最後に、この計画の達成状況をチェックするための委員会設置を検討すべきとのお尋ねがございました。

本計画の策定に当たりましては、士別市振興審議会に対しまして、計画策定を諮問し、平成19年末までに答申をいただく予定で現在作業を進めております。計画の達成状況をチェックする機関としては、旧士別市では合併前の士別市開発促進委員会が当初から計画策定にかかわり、その後の実施計画の進行管理やその時々の方策課題についても報告しておりますことから、これまでの経緯や市民参加の計画づくりといった観点を踏まえ、新しい委員会を設ける、このたびも計画の策定段階から携わっている振興審議会にその役割を担っていただくことと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時56分散会）